

第1回環境社会配慮審査会

日時 平成16年9月22日(水) 14:00時開会

場所 JICA本部 11AB会議室

◇出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科講師
委員	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科助教授
委員	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事
委員	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員長／委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部主任研究員
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科助教授
委員	杉前 昭好	元大阪府環境情報センター情報企画室長
副委員長／委員	田中 奈美	神戸芸術工科大学環境デザイン学科助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所弁護士
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科教授
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

◇欠席委員

臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部助教授
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部教授
委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
委員	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度研究グループ長
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科助教授

注) 委員以外の発言者

石田 恭子 (環境・持続社会研究センター (JACSES))

田中 研一 (独立行政法人国際協力機構国際協力専門員)

◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇ ◇◇◇◇

○ **事務局 上條哲也**（以下 上條） 第1回の環境社会配慮審査会を始めさせていただきます。

お手元に配付の資料を簡単に説明します。「AC.1-1」が表紙です。AC.1-2が、前回説明会のときに議論しましたが、その設置要項で修正してあります。これは後でご説明します。AC.1-3が運営方法。これも前回説明会の折に議論いたしましたので、その内容を反映しています。AC.1-4、業務フローも一部修正してあります。この業務フローは何枚かあり、めくっていただきまして11ページのAC.1-5、これは今回初めて見ていただくのですけれども、審査のときに審査室のほうで使おうと思っている様式です。AC.1-6として、皆さんのリストがついています。これも後でご説明したいと思います。資料の説明は以上です。

あと、8月にご欠席された方の紹介だけ最初にさせていただきます。該当する方は簡単に自己紹介していただきたいと思うのですが、この名簿の2番の濱崎さん。

○ **濱崎委員** 大阪産業大学人間環境学部の濱崎と申します。簡単に自己紹介ということで、環境工学を専門としております。水をきれいにするとか、ごみをなくすとか、そのような研究をやっています。それと並行して、海外などにいろいろ調査に出掛けて、今月もオーストラリアに環境調査で行ってまいりました。そんなことをやっています。協力隊員およびJICAではジュニア専門員もさせていただいて、そのあとエジプトに専門家で出たという経験があります。あと、民間コンサルタントにも若干おまして、そのあと今の大阪産業大学で雇われているということになります。よろしくをお願いします。

○ **上條** 続きまして、12番の夏原さん。

○ **夏原委員** 大阪府立大学の夏原です。専門は生態学で、その中でも特に景観生態学や保全生態学をやっています。海外ではカザフスタンのアラル海の生態系問題と、あとJICAの専門員としてアフリカのナミビアに短期ですが行っています。国内では里山の生態系の保全や都市緑化などもやっています。よろしくをお願いします。

○ **上條** 最後に田中専門員。8月にいらっしやらなかったですね。

○ **田中研一** JICAの国際協力専門員の田中と申します。このガイドラインの改定委員会の委員をさせていただいております。これから実際に審査会で審査する中で、私自身はJICAのカテゴリA、それからBに関する業務を現場でやっておりますので、皆様がたとご議論させていただくことも多々あるかと思えます。

私ども専門員は、環境分野、現在国内に5名、それぞれ環境の大気や水質、廃棄物、環境アセス等々でおりますが、皆様がたと一緒に、またご議論させていただけることを楽しみにしております。よろしくお願いたします。

○ **上條** では、お願いします。

○ **富本** 第1回の環境社会配慮審査会ですので、環境社会配慮審査室を代表いたしまして、一言ごあいさつさせていただきます。

この環境社会配慮審査会は、一昨年から審議をしてまいりました環境社会配慮ガイドラインの改定委員会およびフォローアップ委員会の中の議論を踏まえて、公募によって設置されたわ

けですが、ご覧の通り大変多彩なご専門の方々、また、遠路からお忙しい中をおいでいただき、大変ありがとうございました。

JICA といたしましても、この環境社会配慮ガイドラインを公にいたしまして、いよいよ新しい案件、あるいは継続中の案件を含めて、審査および環境配慮ガイドラインの遵守に努めてまいりたいと思っております。特に関係する部局、あるいは在外事務所、そして関係する省庁ないしは大使館を含めて、ガイドラインを遵守した案件の選定、あるいは形成に努めております。

今回は、まだ具体的な案件は来ておりませんが、案件の事例をご説明させていただきます。次回以降は具体的な案件が実質的に審査されると考えておりますので、ぜひ皆さんの忌憚のないご意見を頂き、またご専門の立場からいろいろご指導、ご鞭撻を頂きたいと考えております。このおつきあいも大変長くなると思いますが、ひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○ **上條** 続きまして、議事に従いまして、まず委員長と副委員長の選出に移らせていただきたいと思えます。前回の説明会の折にも、委員長のことについては議論させていただきました。それでは、委員長の選出ですけれども、8月の説明会のときに村山先生の推薦があったのですが、村山先生に委員長になっていただくということによろしいでしょうか。

○ **杉前委員** けっこうです。

○ **上條** それでは、皆さんもご賛成いただいたということで、村山先生に委員長をお願いしたいと思えます（拍手）。

副委員長が必要だということは8月に議論があったのですが、特に誰になっていただくかという議論はしませんでした。副委員長になりたいという方でも、推薦でもよろしいのですが、どなたか候補になれる方、いらっしゃらないでしょうか。どうしましょうか。事務局が推薦してしまうのもよくないとは思いますが、事務局としましては、できたらジェンダーの視点で、どなたか女性の方にはまず一人になっていただきたいなと思っているのですが。あと、村山先生が大学のご出身ということですので、大学以外のかたというあたりで、推薦でもいいのですけれども、どなたかいらっしゃらないでしょうか。

○ **満田委員** 田中（奈美）先生はいかがですか。

○ **田中奈美委員** 今のお話ですと、大学ではないほうがという……。

○ **上條** ジェンダーの視点もあるわけですけれども。

○ **田中奈美委員** 副委員長は二人ですか。

○ **上條** 人数もまだ決めてはいないのですが、二人ぐらいかなと思うのです。特に村山先生が出席できないときなどにフォローしていただくということが主な役割になると思うのですが。

○ **田中奈美委員** 女性を一人ということで、3人しかいないので、3人のいずれかということかと思うのですけれども。平野さんとか満田さんはいかがですか。

○ **満田委員** JICA のガイドラインの重要な要素の一つが、ステークホルダーとのコミュニケーションだと理解しているのですが、田中奈美先生は、それがご専門でご経験も深いということで、推薦させていただきます。

○ **上條** 皆様、もし賛成ということであれば、田中（奈美）さんに副委員長になっていただく

ということですのでよろしいでしょうか（拍手）。

では、副委員長を、もう一人。

○ **村山委員長** よろしいですか。

○ **上條** はい。

○ **村山委員長** 改定委員会からのつながりという意味では、できれば作本委員に副委員長に就任していただければ、非常に心強いと思っています。

○ **上條** では、作本さんは遅れて来られるようですので、作本さんが来られたら、もう一回副委員長のことを打ち合わせするというので、次に、議題の2番に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では、村山先生議事進行をよろしくお願いいたします。

○ **村山委員長** それでは、ここから進行をさせていただきたいと思います。たまたま改定委員会に出ているからということで、こういう席に座ることになりましたが、まず、とにかく最初のスタートだけ進行させていただいて、是非他の方に交代していただきたいということも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回もご議論いただきましたが、環境社会配慮審査会の設置要項と運営方法についてご検討いただきたいと思います。まず、事務局の方からご説明をお願いします。

○ **上條** それでは、ページをめくっていただきまして、設置要項を見ていただきたいのですが、修正したところに下線を引いて分かるようにしてあります。まず、1番の「目的」、2番の「業務」のほうは特に何も変えてありません。

3番の「構成」のところですが、人数が、当初この設置要項を最初に作ったのが5月、6月だったのですけれども、その時に想定した人数よりも多くの方に委員になっていただいたことをごさいまして、少し幅を持たせた数字にした方がよいと判断しました。もちろん運営の方法についてはこの審査会の中でまた議論しますので、例えば年度の変わり目などにどなたか委員が急にご都合が悪くなるというようなことも想定して、少し幅広く「10 から 20 名」という記載にしました。

あと、5番の「委員長と副委員長」というところですが、副委員長を置くということで、「副委員長」という言葉を足しました。

6番は特に変えていません。

7番は、この「委員」のところですが、今回委員が多くなって、運営の方法のほうとも関係するのですが、当初はなるべく多くの委員に参加していただきながら審査していこうということだったのですけれども、皆さんが慣れば、そして案件の数も多くなってくれば、その時の審査会で議論する案件に限って出ていただくこともあることも想定しておりまして、そういうことが分かるような表現としました。「7. 会議」の（1）ですが、「審査会は、議事に関する委員と臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない」ということで、「議事に関する委員と臨時委員」という表現にしました。もちろん、皆さん全員に関する議事の場合は全員出ていただくということです。

（2）のほうですが、（1）でそのような修正をしましたので、（2）のほうは、「議事に関係

のある」という言葉を取りまして、「審査会の議事は、出席した委員及び臨時委員の総意で決することを原則とする」という表現にしました。

あとは特に表現の変更はありません。設置要項のほうは以上です。

○ **村山委員長** 続けて。

○ **上條** 続きまして、またページをめくっていただきまして、AC. 1-3 というところで、審査会運営方法（案）です。これも前回の8月の説明会の際の議論を踏まえまして、当面こういうやり方でやろうと。何回か皆さんのほうで審査していただいて、各委員のコメントが委員によっていろいろさまざまということがだんだん分かってくると思うのですが、そういうことが分かったあとで、もし必要があれば少し変えていこうという考え方です。

1 番の「諮問対象」は特に変えていません。

2 番の「審査方法」ですが、③ということで、当面はこの委員のかたの半分半分ぐらいのグループに分けて審査をしていこうと。そうなってくれば、ほかのかたの視点もだんだん分かってきて、大きなぶれもなくなってくるということになるのではないかとということで、当面は一つの案件が出てくれば10人程度に、審査をしていただくことを想定しています。それで、「当面は10名程度/件とする」という表現にしました。

3 番の「審査会の開催」、②のところ、「議題の案件担当委員と委員長が出席」としてあるのですが、そこで括弧書きを入れまして「(当面の間は全委員と臨時委員が出席、委員長が欠席の場合は副委員長が出席)」という表現にしました。

4 番の「情報公開」ですが、議事録だけではなく、JICA が諮問をお願いするときの文書と、委員会のほうから答申を頂くときの文書、その二つの文書は情報公開の対象とするということにしました。

あと、謝金のほうもご意見を頂いたのですが、一つの案件に10名のかたが担当していただくということもありまして、特に修正してありません。事前の検討に対しては、諮問1件当たり2時間ということにします。ですから、5番のほうは特に変更してありません。以上です。

○ **村山委員長** ありがとうございます。設置要項と運営方法ですね。前回の議論を受けて修正をいただきましたが、いかがでしょうか。

○ **和田委員** ちょっと質問をいいですか。第7条の「会議」の、「議事に関係のある委員」という言葉ですが、これは、そうすると、その案件に関する担当者を10名なり、もしくはもっと少ない人数なりで決めると。それを指すということになりますか。

○ **上條** またその運営の方法で、そのようなことでやろうということになれば、そういうことを想定しています。ですから、もし一つの案件4人とか5人とか、しばらく経験を積んだあとにそうしましょうということになれば、そしてもし一つの審査会でその議題しかなかったということであれば、4人か5人の担当の委員のかたと、委員長か副委員長のかただけでやる場合もありうるということを想定しています。

○ **和田委員** そうすると、例えば4人の班になった場合、定足数は2名になってしまうこともあるわけですね。

○ **上條** そうですね。

- **和田委員** 定足数としてはちょっと少なすぎると思うのですが。当面の間は10名・10名くらいでいくということであれば、私の考えでは、定足数は10名くらいにしておいて、関係者はもう原則全員出席と。その他の人も出席できて、定足数としては10名以上というふうに。つまり、10名以上となると、結局は議事に関係のない委員も含めて10名以上。そうすると元の案に戻るわけですが。元の案が「委員及び議事に関係のある臨時委員」でしたか。そういう規定で不都合はないと思うのです。
- **上條** 今の定員のままで、半分くらい出ただけであればいいと。
- **和田委員** はい。そして、何ヶ月か、もしくは1年ぐらい先に班を4人なり5人なりにした場合に、そのときにこの要項を変えればいいのかというのが私の案です。
- **上條** では、当初の案のとおりしておけばいいのではないかと。
- **和田委員** はい。
- **村山委員長** そうすると、今の文面でいくと、「議事に関係のある」という言葉を削除することでもいいですか。
- **和田委員** はい。
- **村山委員長** そのようなご意見ですが、いかがでしょうか。
- **杉前委員** これ、もともとの文章がどういう意味なのかがもうひとつ伝わってこないのです。「審査会は、議事に関係ある委員と臨時委員の半数以上」、この「半数以上」というのは臨時委員にかかるのですか。
- **上條** すみません、これはちょっと今修正が入っているので分かりづらくなっているかもしれませんが、もともとは「審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上」。
- **杉前委員** そうですね。それなら分かるのですが、この「半数以上」がどこにかかるのかが、よく分からない。
- **上條** それは、委員と臨時委員を足して半分以上と。ですから、今だと委員が、定員の方が16人いらっしゃるって、臨時委員とさせていただいている方が3人いらっしゃいます。もし、ある案件があって、その場合はまず16人の委員のかた、あともし臨時委員のかたをお願いする場合は、その臨時委員の方も入っていただいて、その総数、16+1か2か、その半分。
- **杉前委員** 要項の中に「必要に応じて臨時委員を委嘱する」という記述がありますが、臨時委員について、どのような位置づけの方を、どう位置づけているのかということが、私ははっきりとこの文面からは読み取れません。普通、会議の成立については、「委員の半数」とか「過半数」とか、そういう言い方をするわけですが、この臨時委員という言葉をここに入れるから余計分からなくなるようなところがあるのですけれども、臨時委員をどう位置づけているのですか。
- **上條** その案件案件で、この委員の方々だけで対応できないと判断される案件があった場合に、その時に臨時委員のどなたかに入っていただくという時のことを想定しています。
- **杉前委員** 臨時委員というのは、その都度お願いするという位置づけではないのですね。委員名簿の中にも臨時委員が入っていますから、その都度ではないように思われますが、その辺を少し説明していただければと思います。

- **上條** 想定はその都度なのです。ただ、今は立ち上げ時期なので、臨時委員の方にも皆さん出ていただいて、話を聞いておいていただこうと。
- **杉前委員** その都度なのであれば、臨時委員については、要項の中で「必要に応じて臨時委員を委嘱することができる」というふうにうたっていれば、「会議は委員の半数あるいは過半数の出席、あるいは3分の2の出席をもって成立するものとする。」とするのが普通ではないかという気がします。会議の成立のところで、臨時委員のことを言及している要項は、あまり見たことがないのですが。
- **上條** そうしますと、臨時委員を言及する必要はないのではないかということですか。
- **杉前委員** そう思いますけれども、必要に応じて任命することができる。その都度委員長なりの権限において、おいでいただくと。
- **松本委員** よろしいですか。元の文章が「委員及び議事に関係のある臨時委員」ですね。「臨時委員」というのはあくまで「議事に関係のある」というのが常にかかる。先ほども和田委員のほうからあったように、元の文章であれば、それは全く誤解がない。かつ、ただ、和田委員がおっしゃった、議事に関係している委員はすべて出たほうが良いというのは新たに盛り込まなければいけないと思うので、単に元に戻すだけではいけないのではないかと思います。
- **村山委員長** そうしますと、一つは臨時委員をどう位置づけるかということですね。これに関して、議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席を求めるかどうかということですが、この点についてはいかがでしょうか。あえて言及する必要はないというご意見もありますし、入れておいてもいい。ここは入れておいてよろしいですか。
- **松本委員** 繰り返しますが、「半数」には委員と議事に関係のある臨時委員、両方かかるのですね。
- **村山委員長** そういうことです。
- **松本委員** ただ、私は先ほど和田委員がおっしゃったように、当面議事に関係ある人はすべて出られるような状態にしたほうが良いというご意見には賛成です。また、当初その運営にかかわることとか軌道修正とか、いろいろ必要なときがあるでしょうから、できるだけ議事に関係のない委員の参加も促すという意味で、全体としては委員全体の半分という定足数を持ちつつ、かつ議事に関係ある人は臨時委員を含めて全員出るという和田委員の提案は、当面いいだろうと。
- **杉前委員** 「議事に関係のある委員の半数」と、臨時委員は議事に関係あるわけだからその半数には来てもらう。問題は、半数でいいのかということ。私は全体の半数の出席は必要だろうと思います。そして議事に関係のある人は必ず出席するのですよ。これが基本的スタンスであると思うのです。だから、議事に関係あるのにその人の半分でいいわという、この会議の成立の要件はおかしいのではないのでしょうか。
- **村山委員長** そうしますと、とにかく委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと、これはまず一文としてあっていいということですね。
- **杉前委員** そうですね。
- **村山委員長** それに加えて、議事に関係のある委員及び臨時委員の出席を義務化するという

イメージですか。

- **和田委員** 恐らく「原則として」みたいな形になると思います。例えば、病気でどうしても出てこれない場合にはやはり例外を認めなければいけないだろうし、その他何か必要な、やむをえない事情というのはあるかもしれないですね。ですから、原則として議事に関係のある委員は全員出席というような。表現としてそれでいいのかどうか、内容としてはそういう感じだと思いますけれども。
- **村山委員長** そうしますと、「審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。なお、議事に関係のある委員及び臨時委員は、原則として出席することとする」というような形でしょうか。では、そのような形で修正していただきたいと思います。
- **上條** はい。では、1回修正したものを委員長と相談させていただいて、また皆さんに連絡するというところでよろしいでしょうか。
- **村山委員長** その他いかがでしょうか。平野委員。
- **平野委員** 3の「構成」のところで、審査会というのが、ここで二つの意味があると思うのです。審査会の委員という意味で、全体を含めた審査会という意味と、個々の会議という意味での審査会というのと。こちらの3の「構成」で使われている「審査会」というのは前者の意味かなと思うのですが、後半の6以降になりますと、会議のほうの意味で「審査会」というものが使われているように見受けられます。その会議と、全体の委員から構成される審査会というものをちょっと分けて、「会議」という表現を6以降、7にも使っているのですけれども、「審査会の会議は」とか、何か区別が明確になるようにしたほうがいいのかないかなという気がしますが、いかがでしょうか。
- **村山委員長** 具体的にはどこですか。一つは6の(1)ですか。
- **平野委員** そうですね。あと、3の「構成」ですと、全体のメンバー数を言っているような気がするのですが、実際の会議の構成人数にも見受けられるのかなと。どういうご趣旨でこちらの数を表現していただいているのかということをご伺いたうえで、どこをどう直したらいいのかということが考えられるかなと思います。
- **村山委員長** 数とおっしゃるのは、「10から20名程度」という。
- **平野委員** そうですね。20名程度という部分が多分全体の委員の構成メンバーの数という形で、10というところは個々の会議というイメージなのかなというふうにも思います。
- **村山委員長** 私の理解はそうではなく、設置要項ですから、そんなに頻繁に変えられるわけでもないということから、今回は18名でしたか。
- **上條** 16とあと3名。
- **村山委員長** 16とあと3名ですね。そういう形でスタートしているわけですが、場合によってはもっと減る可能性もあり、2年後の次期審査会はそうなってしまうかもしれないということを見越してこういう表現にされているのかなと思ったのですが。
- **上條** そうです。
- **村山委員長** そういう意味では、全体を指して「審査会」という表現をしているのだと思います。そうしますと、6以降で「審査会を招集し」というところを、例えば「審査会の会議を」

ということですかね。「会議を招集し」でしょうか。

- **平野委員** そうしますと、一応人数的には全員出るという形で、全体を通してそういう考え方で作ってあるという理解でよろしいわけですか。設置要項については、全員必ず出席するという構成で作られているという理解でよろしいわけですか。
- **上條** そうですね。最初は7～9名という想定で作ったということもあるのですが、7～9名のかたがたに審査会のたびに出ていただいて、議論をしていただくという想定で、最初は作ったのですけれども。
- **平野委員** 分かりました。全体で出るという前提でなされているのであれば、このままでけっこうです。
- **村山委員長** それでは、他にいかがでしょう。松本委員。
- **松本委員** 3点ありまして、一つは、要項については副委員長の権限が書かれていないのですが、委員長を代行するのかどうかというところが必要で、かつ、もし副委員長を複数置く場合、第1とか第2と置いてどうするのか、権限についてやはり書かなければいけない。また、基本的には委員長の代わりをされるのだと思うので、例えば過半数で決するような場合は、当然委員長の代わりに副委員長が権限を行使されるのだと思いますし、そのあたりについて議論が必要かと思います。それが1点。

あと2点あるのですが。1-3、運営方法で、これは併せていいと思いますが、やはり前回の会合の中で、私のほうは要請段階での審査会の関与ということには極めて強くこだわりを持っているのと、あと、これは田中委員がおっしゃったと思いますが、事前調査を受けたS/Wとか、その段階での関与の重要性という議論もあったかと思います。このあたりについては、今回の案の中では、恐らく「当面このとおりにして」というところに反映しているのかもしれませんが、いずれにしても、これに対してJICA側がどういう見解を示したのか分からないので、少なくとも説明ぐらいはしていただきたいというところです。

- **村山委員長** 今の二点でよろしいですか。
- **松本委員** ごめんなさい、その二つは一緒にしました。要請段階と事前調査のS/W。
- **村山委員長** 後半は運営方法にかかわることですね。1点目の副委員長の役割ですが、確かに抜けていますね。よくあるのは、「副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは委員長の代理をする」という感じでしょうか。そんな感じでよろしいですか。

それから、2点目はいかがでしょうか。

- **上條** 2点目は、この1-3には書いていないのですが、1-4の業務フローを説明するときにちょっとご説明しようと思っていたのです。では、もう1-4のほうのご説明になってしまうのですが、1-4のところの説明するので、次の議題のときに説明したいのですが。
- **松本委員** そこは併せて議論したほうがいいのでは。
- **上條** いや、多分まだこの要項とか、そこに意見のあるかたもいらっしやると思いますので、では、そこでまた。
- **村山委員長** では、1-3の資料で、他にご意見はございますか。
- **松本委員** ちなみに今の委員長のお話ですと、もし副委員長を二人置いた場合には。

- **村山委員長** どうするか。そこまで書いてあるものはあまりないような気がします。
- **松本委員** そうですね。では、その場合、それはその回その回、つまり村山委員長が出られない場合、どちらの副委員長が当日委員長を代行されるかは決めて、その人がここの、つまり会議でいうところの委員長を代行すると。
- **村山委員長** そういうことだと思います。よろしいでしょうか。ほかに何か。もしよろしければ、1-4のほうに移らせていただきたいと思います。
- **川村委員** 遅れてきて申し訳ありません。1-3の審査会の開催の日程なのですが、これは、他の皆さんは水曜日が非常に都合がいいということなのではないでしょうか。その担当委員は確実に出なければいけないという考え方、ほかの人はオプションで出ても、出たほうがいいのかというような考え方だと思うのですが、そうであれば、曜日を2と4で変えて、より出やすくするような形も考えられないかなと思ったのですが、私的には、少なくとも今年については水曜日は授業が入っていて、難しいなど。12月までですが。その辺は・・・。
- **上條** それは8月に確かに、第2と第4で分けたいのではないかとのご意見もあったのです。ただ、そのあたりは、事務局としては皆さんがご都合のいいやり方がいちばんいいのですが、8月のときはただお一人のご意見があったのですが、具体的な提案がなかったので、特に修正していないのです。では、第2水曜日と、例えば第4金曜日とかですか。
- **川村委員** そうですね。私的には火曜か月曜がいいのですが（笑）。すみません、個別的で。
- **和田委員** たしか山田さんでしたっけ。メールで。
- **上條** みんな同じぐらいのところなのです。月水金だったのです。それほど皆さん同じぐらいの感じだったのです。
- **和田委員** 同じぐらいだと、逆に固定しないほうがいいですね。どっちかが水曜日、どっちかが金曜日とか。
- **上條** 月水金のどれかを選択すればいいと思うのですが。
- **村山委員長** ちなみに、今日ご出席のかたで月曜日ご都合がいいとかたはどれぐらいいらっしゃるでしょうか。金曜日のかた。
- **川村委員** 今年度に限って。
- **村山委員長** そうですか。3名。あまり、思ったほどはいない気がしますね。
- **和田委員** ただ、ほとんどの人は恐らく都合がいいと言われると分からない、極力というか、何とか出られるという人がかなり多いのではないかと思いますけれども。
- **川村委員** 金曜日でも可です。
- **松本委員** むしろ今日水曜日ですから、今日来られていない人が大事なのです。
- **川村委員** 今日はあまりスケジュールとは関係なく、来られていないのかもしれませんが。何にしてもバラしたほうが、恐らく・・・。
- **上條** ばらしますか。
- **川村委員** より多くの多様なかたが参加できるように。
- **上條** 事務局としては、月曜はちょっと避けていただきたいのです。
- **村山委員長** 金曜日はちょっと私が都合つかないので、副委員長にご出席いただくというこ

とになるのですが。

- **上條** 午前中はもう埋まってしまうので、準備だとか、当日バタバタすることはできない。では、木曜日とかにしてみますか。あまり確たる根拠もないのですが（笑）。
- **村山委員長** 松本委員がおっしゃるように、今日いらっしゃっていない方のご都合もありますので少し事務局の方で調べていただきたいと思います。
- **上條** もう一回聞いてみます。もう一回聞いてみて、第2と第4で曜日を変えたいと思うけれどもという感じで、また皆さんのご都合をちょっと聞いてみてというふうにしましょうか。よろしいですか。
- **村山委員長** はい。他によろしいでしょうか。それでは、1-3についてはこの辺にさせていただきますと思います。

続いて1-4のほうですね。最初にご説明をお願いします。

- **上條** では、説明します。このフローは前回もご説明して、事前の案件検討段階、要請確認段階で、報告だけではなく、審査会で審査会の意見を JICA の意思決定に反映するようにしたようにしたほうが良いというご意見を頂きまして、ちょっと修正を加えたところをご説明します。4ページの「開発調査（M/P、F/S）環境社会配慮業務フロー」ですが、この要請確認段階の、環境社会配慮審査会のところの最初に掛かってくるマスのところで、「A 案件協議」というこまを新しく加えました。そこは、私ども審査室のほうから見ると、A 案件のコメント案を作った段階で審査会の意見を聞くフローを加えました。

これを最初のほうから簡単に説明しますと、来年度の5～8月に外務省が要望調査をやるわけです。JICA 事務所もその要望調査の手伝いをして、事務所のほうでカテゴリ分類をしてきます。要望調査の結果というものが、今もうその来年度の作業が JICA のほうに来ているのですが、JICA のほうでその結果が8月末か9月の上旬には来まして、審査室のほうで今、来年度の案件のカテゴリ分類をしています。そして課題部のほうもカテゴリ分類をする。その結果を持ち寄って、関係部の協議をします。

ここで、どの案件がA案件かという、JICA 中での意思決定をして、A案件は情報公開の準備をするということになります。30日間情報公開する予定にしているのですが、その時に、審査会の方にも、「今の時点ではこの案件がカテゴリAだと思っています、その理由はこうです」という一覧表のようなものを作って、それを審査会の方にかけて、ご意見があればご意見を聞いて、それをまた審査室の意見を、A案件については情報公開した結果を受けて、関係部のほうとまとめて JICA の総合コメントを作るわけです。その総合コメントに反映させるときの審査室のコメントとして、皆さんの意見を聞いたものを踏まえたコメントを作り、このフローでは11月末になっていますけれども、JICA 内の総合コメントを作るときに生かしていくということを考えています。そこが修正したところですよ。

あと、事前評価調査段階のところは、前回8月以降は特に修正を加えていません。ここでは審査会のご意見を聞かないで、とりあえず私どもだけで判断しようと思っています。事前評価調査のところは、本格調査に進むことが適当かどうかという判断をしますので、そこでは当初この要請段階では明確ではなかったところ、プロジェクトのコンポーネントによりどの程度の

環境社会配慮をしなければいけないのかどうかとか、本格調査が進むか進まないかという意思決定を行うところで、詳しく環境社会配慮の調査をしているわけでもありませんので、この段階は審査室のほうで判断すると。そして、本格調査に入った後に、A 案件であれば、スコーピングだとか、あとはドラフトの段階、またはその中間段階で諮問を行うということを考えております。

ですから、事前評価調査のところでは、審査会の意見を諮問しなくても対応できるのではないかと考えています。ただ、もちろん情報公開はしていきますので、いろいろなご意見を頂きながら、JICA 審査室のほうで判断していくということなのですから。

- **村山委員長** 以上でよろしいですか。
- **上條** はい。ですから、事前調査のときは、本格調査に進んでいいか、よくないかという判断をするということです。ですから、何らかの計画に対して、それを審査するというのではないので。スコーピングはしますけれども、それは非常に限られた範囲の予備的なもので、その結果だけ見て、これは明らかにストップだというものがあれば、それは審査室のほうでも判断しますが、ここで想定しているのは、やはりこの段階では、もう少し詳しく調べてみないと分からないということが多いと思うのです。
- **村山委員長** 2 ページですか、右のほうと、それから裏の 3 ページについては変更はないということでしょうか。
- **上條** 変更はないです。開発調査のところは。
- **村山委員長** あと、連携 D/D の方も変更なしですね。
- **上條** 連携 D/D のところは、特に 8 月の時点で修正してありません。
- **松本委員** 今のところでよろしいですか。
- **村山委員長** どうぞ。
- **松本委員** まず、要請段階についてのご提案は分かりました。つまり、これは諮問・答申ではないので、その前のページの運営方法に書かれないということになると。
- **上條** 本格調査のときの諮問と同じ性質ではないだろうと思っているのです。要請書に書いてあるものを見て判断しているという段階ですので、ある程度想定しているところもあるわけです。私どもから見ればある程度心配する方向で見ているわけですが、例えば新規のインフラ整備が入っている可能性があるのではないかと、そこまで明確に書いていないことも多いわけですが、そういうこともある程度想定して、審査室は A 案件のコメントを作りますので、何か調べ事をした結果についてとか、そういうものはないわけです。相手側がスクリーニングのフォームにチェックしてきたものはありますが、その程度なのです。あとは、相手が考えたプロジェクトの構想が書いてあるという、その段階での判断なので、この資料で審査してくださいというものとはちょっと違うかなと思っています。ただ、私どもはこういう理由でこう判断しましたということは、資料を作ってご説明して、ご意見を頂こうということは考えているのですが。
- **松本委員** その趣旨は分かっているのですが、私が気にしているのは、あくまでフローというのは簡単にいじれると。しかし、その運営方法については、少なくともこの合議で決まる

だろうと思っているので、つまり、今はみんなここで了解してスタートしているから分かっています。これが2年たち、3年たったあとに、このフローの中から消すことは簡単にできてしまうわけです。なので、この審査会というものの役割の中に、A 案件の協議というのは、少なくともインスティテューショナルライズされた形で存在するべきだというのが私の意見なのです。このフローにあっても、それはもうインスティテューショナルライズされています、必ず協議しますというお答えなのでしょうけれども、できれば、本当は運営方法のほうに書いていただきたいというのが希望です。

それから、事前評価のところのご趣旨は分かりますが、現実的に審査を始めれば、恐らくスコピングの段階で、諮問をされた段階で、諮問を受けた人は絶対この事前調査報告書を読まない、この諮問には答えられないと思うのです。ですから、そういう意味からいくと、この10営業日の中で、事前調査報告書を読み、S/Wを読み、それから見解書を受けて議論をするということになると思うので、私は、スムーズな流れからいくと、事前調査の段階に、要請段階と似たような形でもいいのですが、何らかの協議があったほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、いったんS/Wまで行きますので、ある程度引き返せない部分というものが出てきてしまうのではないかと。引き返せない部分まで来て見解書から諮問というふうにされたときに、私も今それをやっていますが、事前調査報告書を読むと、「え、こんなことなの？」みたいなものが、この諮問を受けた段階で分かる。でも、もうS/Wとかにいろいろ書かれているから、戻るに戻れないものもけっこう出てくるという、その苦しみを、この10営業日の中で諮問された委員が受ける。そういうことは、僕は現実的に起こると思っているのです。

ですから、「事前評価調査」と書いてありますが、とにかくこの事前調査段階での何らかの関与があったほうが、そのあとの諮問に対しても適切に対応できるのではないかとというのが私の意見です。

- **村山委員長** まず第1点目ですが、要請確認段階で、A 案件については協議をする。これはフローには書かれているのですが、運営の方法の方にはないですね。これはどうでしょうか。運営の方に書いていても別に構わないと思いますが。
- **上條** 書くことは全く問題ないと思います。
- **村山委員長** そういう意味では、順番は分かりませんが、諮問対象の中に、「カテゴリ A 案件の要請確認段階については、審査会と協議をする」と、そういった趣旨の文言を入れるということですね。
- **上條** では、1の②ぐらいで。
- **村山委員長** そういう形でいかがでしょう。よろしいですか。
- **村山委員長** それから、2点目の、この文言でいくと事前評価調査段階ですね。ここでは審査会は関与しないという形になっていますが、何らかの関与があつていいのではないかと思います。
- **満田委員** 私も松本委員のご意見に賛成です。どの程度この段階で時間が取れるものなのかよく分からないのですが、S/Wにおいて、ある程度、これからやる開発調査のスコープについて相手側と合意するものと理解しています。この際に、どうしても含めなくてはいけない要素、

調査の大体のスコープ、この事業はこういう事業だから、例えばこのようなやり方で調査を進めていかなければならないということを、相手側と協議して、合意して署名するという作業がS/Wだと考えています。その前に審査会でも、この調査に当たってはこういうことをやりましょうということを議論しておくのがいいのではないかと思います。

○ **村山委員長** そうしますと、この段階でも協議というプロセスが入った方がいいのではないかとということですね。

○ **満田委員** そうですね。

○ **村山委員長** 他の委員の方々、いかがでしょうか。

○ **和田委員** 私も基本的に賛成です。ただ、ちょっとやったことがないのでイメージがわからないというのが正直なところなのですが。ということは、実際やってみて、もし必要性があれば、その協議の質を高めるといふか、諮問に近いような形にしていくべきなのだろうし、逆に、やってみて必要性がないと感じれば、それはオミットしていてもいいものなのかなと。最初のうちは、少なくともそういう流れを書いていただいて、A 案件協議ぐらい、その要請段階と同じようなものが欲しいなと。そうでないと、最初からオミットされていると判断できないということがありますので。

○ **村山委員長** 今までのご意見ですと、事前評価調査段階でも審査会と協議をするというプロセスを入れたほうが良いというご意見ですが、他の委員の方々はいかがでしょう。事務局、いかがですか。

○ **上條** 私の想定では、この段階では多分カテゴリが、例えば JICA の方で A とか B とか決めたとしますね。その時に、それが適切かどうかという判断はできると思うのです。実際に人間が現地で見に来ますから。環境社会配慮の団員も行ってきて、予備的ですけどもスコopingしてくるわけですね。会って話をする人は限定的かもしれませんが、スコopingの作業をしてくる、現地のサイドから見るといふことなので。多分ここで想定できるのは、JICA のほうで、この段階で例えば B とか A とか判断するわけですけども、その判断は適切だったのかというところを見ていただくというはあると思います。しかし、そのあとの調査のスコープにしても、多分 S/W 段階でどんなことを記載するかという、例えば環境社会配慮調査を JICA で行うとか、その中で、例えばインパクトの項目はこんなことが想定されているとか、代替案、その中で調査のフローに書くようなことが記載されて、あとは調査期間などが記載されるぐらいかなと思うのです。

本格調査の中でもう 1 回スコopingはするわけです。もちろん情報提供して、情報を知っておいていただくという意味はあると思うのですけれども、この調査はやめたほうがいいのではないかと、この調査は非常に大きく何か変えたほうがいいのではないかと判断はなかなか難しいのかなと。

○ **満田委員** ごめんなさい、S/W では、これからやる開発調査の大体の内容について相手側と合意するというものですね。

○ **上條** 開発調査は、そうですね、F/S やマスタープラン・スタディということのフレームワークについては合意します。

- **満田委員** そうですよ。その中で、スコーピングの概略について、相手側とこれからこういう作業をやっていくということについて合意するものだとすれば、例えばこういう地域に住んでいるこういう少数民族の人に、こういう手法で綿密に協議をしましょうとか、あるいは、案件が特別な地下水を大量にくみ上げるような事業だったとして、このようなところに気をつけて調査しましょうというようなところにまで踏み込むことも想定されるのではないのでしょうか。
- **上條** 事前評価調査報告書の中ではそういうことが記載されております。本格調査のときにはこういうことを注意してやってくださいということで、記載されると思います。
- **満田委員** であるとすれば、S/Wに署名したあと、審査会に諮問があり、そのときになって、「いやいや、こういうものを追加しましょう」というような意見が出るよりも、その前にやってしまったほうが効率的なのかなという気がします。S/Wを結んで相手国と合意して始めたのに、後から審査会がすごく大きな調査を追加すべき、というような答申が出てしまったときに、かえってコストがかかってしまうというような気がします。そういう意味では、S/Wの前のほうが、安全ではないかという気がするのですが。
- **村山委員長** どうぞ。
- **杉前委員** 要請確認、そのあと事前評価をしますと。それで、その事前評価の中で、これは例えばコンサルか何かを使って向こうで調査をするわけですか。
- **上條** 事前評価調査の場合は、もしカテゴリ A やカテゴリ B であれば、環境社会配慮面を見る団員が一人入るわけです。大体コンサルタントが担当します。
- **杉前委員** コンサルタントにやっていただくと。
- **上條** 調査団としては JICA の直営の調査団です。そこにコンサルタントの方に入っていただきます。
- **杉前委員** 事前予備調査をして、次に本格調査に入るわけですね。事前予備調査をどう位置づけているのか。それは軽いものですよという風に位置づけているのか、今後の方向を決めるうえで重要なものであると位置づけているのかということ。もし今後の展開、次の本格調査に進む段階で非常に重要なものであれば、次の本格調査の中で関与しなければならない審査会に、当然諮っておくべきだろうと思います。だから、ここで事務局の案として、初めから審査会を抜いているというのはどういう趣旨なのかということ。事前予備調査をしたが、審査会に諮らず、調査資料は審査室の内部資料としておくことで十分ですよという判断をしているのかどうか。審査会を抜かれたご趣旨をお聞きしたいということ。です。
- **上條** 先ほど説明したのですが、ちょっと言葉が足りなかったかもしれないのですが、事前評価調査は、一つはカテゴリ分類を決めるということですね。あとは、本格調査をするに当たっての、JICA が相手国に求める要件がクリアされるか。ですから、カテゴリ A やカテゴリ B であれば、情報公開だとかステークホルダーのミーティングだとか、そういうことを相手国がきちんとやるかと。
- **杉前委員** はっきり言えば・・・。
- **上條** そういう、何というか、ある程度チェックする項目で足りるのではないかということ

なのです。

- **杉前委員** だから、抜かれた理由というのは、事前予備調査というのはカテゴリ A に属するのか B に属するのかということ判断するための単なるステップですと。そのような理解でいいのですか。
- **上條** そうです。カテゴリ分類と、あとは JICA が相手国に求める要件がクリアされているか。
- **杉前委員** それが全く事務レベルの話ですよと言えるのかどうかということですね。
- **上條** 私どもとしては、そこはその質をみるというよりは、イエスかノーかのチェックで確認できるだろうと。そして、相手国が情報公開に本当に同意しているのかとか、情報公開するとしたらどういう方法でやるのかとか、そういうことはレポートしてもらえば、審査会に「どうしましょうか」と聞かなくても分かるだろうと。
- **杉前委員** だから、やれば・・・。
- **上條** 情報提供をするということは全く構わないのですが。
- **杉前委員** だから、こういう案件があって、例えばこれは A と判断しました、あるいは B と判断しましたと。そのレベルではいけないのですか。そういうレベルでいいのではないかと思う。いや、まだやってもいないのに、ぐちゃぐちゃ言ったら申し訳ないのですが（笑）。
- **村山委員長** 松本委員。
- **松本委員** とにかく改定委員会の議論の中の、もう一つの山だったと理解しています。今までは S/W ミッションという形で、事前調査なんていうのは 1 週間ぐらい行って、あとは S/W をそのまま結んでできてしまって、言ってみれば、もう最初からゴールが見えた中でミッションに行って、事前調査というのは名ばかりであるという批判があったわけです。そして、今回の環境社会配慮ガイドラインの改定委員会の中で、それはまずいでしょうと。やはり事前調査というのは極めて重要ですよ。S/W の内容は、最初から東京から決めて持っていくのではなく、やはり事前調査に基づいてやりましょうという形で、今回この事前調査というものにガイドライン上は重きを置いたのです。ですから、今のようにカテゴリ分類だけとかいうのは、今まではもっと全然違う枠組みですが、いずれにしてもこの部分は私は重いとは思っています。ですから、上條さんの考えとは若干違うと思います。
いずれにせよ、これは審査会の立場から言えば、やはり S/W でどこまで決まってしまうのかというところはそのあとの足かせになりますから、やはり S/W の前。つまり S/W の前というのはこの事前調査しかないわけですが、この段階で S/W に最低限盛り込むことを確認しておくということは、その次の答申をする場合にも極めて重要だと思います。
ただ、上條さん、あるいは JICA が気にしているように、事前調査というのは一回止めることのできる場所ですから、つまり、本格調査に行くべきではないという結論を出すことが可能な、もう一つ JICA の調査の中で止めることが可能な場所なので、審査会が止めるということをもし危惧しているのであれば、それはちょっとやってみないと分からないのではないかと。そこはあまり大きく今の段階で気にする必要はないのではないかと思います。
- **村山委員長** 少なくとも、諮問・答申という、書面が残る、非常に公式なものを求めている、

そういうご意見はないと思うのです。そういう意味では、報告なり協議という形で、少なくとも審査会で議論をする機会があったほうがいいのではないかというご意見だと思います。先ほど和田委員がおっしゃったように、やってみないと分からないところがありますから、ここは協議という形で、例えば要請確認段階と同じような仕組みを、当初は念頭に置いてやってみるという形でいかがでしょうか。これは審査会の委員の先生がたがそれだけ仕事が増えますので、大変にはなると思うのですが、非常に大事だというご意見もありますので、そういう形でよろしいですか。

- **上條** そうしますと、事業部のほうが調査が終わって、報告書の原稿というものが出てくると思うのですが、あとは事業部のほうの所見ですね。事業部がカテゴリをどう思うのかとか、環境社会配慮をどうするのかという、そういう書面が出てくるので、うちのほうでその審査の案を作ります。ここでは案と書いていませんが。審査室としてはカテゴリはどう思う、本格調査に当たって注意事項は例えばどんなこととか、うちのほうがそういう審査の案を作って、それを皆さんに見せて、意見があれば意見をもらうということでもいいでしょうか。
- **村山委員長** これはAとB両方になっていますが、数的にはどうなりますか。
- **上條** Bは数が多いと思います。
- **村山委員長** Bも含めてということですね。
- **上條** 今は、ここはどうでしょうかと、事前評価調査もカテゴリAとBですね。
- **杉前委員** 建前は別として、理想論から言えば、これは重要なことだから、幾ら日数をかけてもいいのだという話になるのですが、現実の問題として、5営業日以内に審査室が審査をしなければならない。これぐらい急いでいるということですよ。
- **上條** そうです。
- **杉前委員** もう少し具体的に言いまして、例えば、審査会に諮るとなると、審査会は2週間に一度くらいのペースでしか開けないわけですね。5営業日以内に審査をするということを如何に担保するか。これは具体的に動きますか。
- **上條** それは心配といえば心配のところはあるのですが、事業部のほうから見れば、審査室、審査会が絡むのもいいのですけれども、なるべく効率的にやってほしいという意見は当然あるのです。とりあえず審査室が関与する場合は、どんなに忙しいときでも1週間以内にはちゃんと答えを出すということにしているのです。5営業日というのは1週間以内という意味なのですが、月曜日に報告書がうちのほうに上がってくれば、翌週の月曜日には絶対返すと。うちのコメントをつけて、所見をつけて返しますということにしているのです。
それであれば、事業部のほうからすると、このあとコンサルタントと契約したり、そういうスケジュールを組むわけです。事業部のほうからすれば、事前調査が例えば何月何日に終わったと。そのあと例えば審査室にいつ上げて、その結果をいつもらって、そのあと契約のための手続きの公示をしてとか、全部スケジュールをバーツと決めていくわけです。ですから、そこがあまり動くと事業部もちょっと困るということはあるのです。ですから、もしスピーディにやっていただくということであれば、それは説得しなければいけないわけですが。
- **杉前委員** 結局、協議なのか、報告で済ませるのか、もっと他に良い方法があるのか。

どうするかですね。

- **満田委員** 少なくともA案件については、今の議論の流れだと、協議にさせていただいたほうがいいのではないかと気はしています。ただ、この5営業日というのがどれほど重要なものなのかとかが、いまひとつよく分かりません。これが例えば10営業日だったらまずいのですか。
- **上條** それは、なるべく早くしてほしいという事業部の意見ですね。そこの議論の中で、では1週間にしようということにしたわけですが。
- **富本** 松本さんのご意見を聞いていて、恐らく彼は言うだろうと思っていて、私自身もそうです。おっしゃるとおり、JICAは効率性ということでもかなり問われていますので、そういう意味では、事業部のほうは、事前調査が行くから次は本格調査にスムーズに入りたいという意識があります。

ただ一方、非常に重要な案件については、そこで1回止めるというようなプロセスがないと、ガイドライン上、趣旨が生かされないというご指摘です。これは1回やってみようかということで、それで非常にヒッチが起こって、ほとんどの案件がなかなか進まない事業部から相当クレームがつくようであれば、またご相談しなければなりません。私自身は、環境社会配慮審査室のポジションとしては、最初の段階は、一つ一つ慎重にやってみるということは、ある程度納得のいくことではないかと思えます。ただ、数が非常に多いと、これはまた停滞してまいりますので、そこはA案件だけとか、そういう選択が必要なのかなという感じはしています。

しかも皆さんも初めてですから、どのくらいの期間を置くことが必要なかということもあるかと思えますので、そこは、やりながらということもあるかと思えますし、事業部のほうの意見も聞いてみないといけません。ちょっと持ち帰らせていただいて、次回また諮りますけれども、そのときには確実なお答えをしたいと思っております。ご意見を頂いたところは十分斟酌したいと考えています。

- **村山委員長** そうしますと、少なくともA案件については協議というような形が取れないかと、そういうご意見をしたいということですね。
- **富本** はい。
- **遠藤委員** 少数意見と思いますが、皆さんの議論を聞いて、我々が事前調査の段階で評価できるような立場にあるように聞こえるのですが、この段階での与えられる情報では、その案件をやったほうがいいとか、やめたほうがよいといった判断は出来ないと思っております。

私の経験では、まず現地政府から在外事務所に要請があがり、カテゴリ分類して本部に上がってきたものを、外務省、JICAが実施するという方向で、取り上げようとしているのに、情報の限られた我々が、しかも専門性のかなり限られた分野の担当者でやめさせることができるのか。実際には無理であろうと思っています。もちろん、ガイドライン改定の際、どのような議論をされたか存じ上げていないが、基本的には、我々は、F/Sやマスタープランの次に何を具体化するかといった議論の中で、その調査段階で環境社会配慮が十分なされているかを答申すべきで、その段階で、不十分であれば、差し戻すことも思い切ってやっていると。しかし、この段階でプロジェクトを止めることがコストダウンにつながるという、議論をする

のではないと思っていますのですが。

- **村山委員長** いえ、そういうご意見があるのは多分確かだと思います。私もちょっといろいろ調べてみたのですが、国際協力関係でこういった審査会というのは、恐らく今回が初めてではないかと思うのです。そういう意味では、やってみないと分からないところがありますので、ちょっとやりすぎなところもあるかもしれませんが、少し可能性のある限り議論を深めていって、あまり議論してもしかたないところは削っていくということもあっていいような気がします。これは多分事業部のほうでもいろいろ議論があると思いますので、少しそのあたりを調整していただいて、進めさせていただきたいと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。恐らく開発調査のこの3ページ分、これが一番重要なフローだと思いますので。他のところについても、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

- **上條** 連携 D/D ですか。ちょっとページをめくっていただきまして、6 ページです。連携 D/D というのは、JBIC との間で連携してやる詳細設計という意味ですけれども、この場合は、JBIC がもう環境社会配慮ガイドラインを持っているということなのです。これは円借款の要請ということで、JBIC の環境社会配慮ガイドラインが適用されている案件なのです。ただし、この詳細設計部分については JICA が行う場合もあるということで「連携 D/D」という言い方をしています。ですから、環境社会配慮ガイドラインといえば、JBIC のガイドラインが適用されている案件だということをまず念頭に置いていただきたいのです。ただし、一方、コンサルタントの契約は JICA が行うと。ですから、成果品については JICA も中身を見るということなので、ちょっと複雑なのですけれども。

先ほどの開発調査のマスタープランとはかなりフローが違ってきます。簡単に説明しますと、要請確認段階で外務省のほうで要望調査を実施する。この部分では JICA は特に関与しません。在外事務所が関与するということは想定していません。これは JBIC のほうでいろいろ発掘される。ただし、その詳細設計部分については要望調査としてあがる。この時に、同時並行的に円借款のローンとしては JBIC に要請が上がってくるということです。そして、その連携 D/D に要請が上がってくる。それが JICA にも来るわけです。これは時期は特定していません。随時ということです。そして、JICA の方に要望調査の結果が上がってくる。

そうしましたら、課題部の方は、JBIC の方が、もうこれは円借款のローンとして要請を受領して、JBIC などの判断をしていますので、その JBIC の判断を確認すると。私どもも当然、JBIC の方で環境社会配慮ガイドラインに基づいた判断がされているはずですので、その内容を確認する。多分その確認したというようなことは、私どものコメントになると思うのですが、例えば JBIC のほうで、JBIC のカテゴリ A とか B として分類されているとか、そういうことを JICA のほうも確認するということです。

ですから、環境社会配慮審査室が独自に判断するということは想定していませんので、JBIC の判断を確認するということを想定しています。そういう想定フローです。そして、JICA のコメントを作って外務省に出すと、外務省はその JICA のコメントに基づいて案件を採択して国際約束を決めると。ですから、この段階で特に審査会で何か協議するということは想定してい

ません。これは JBIC の判断を確認するだけですので、審査室で十分ということです。

そして国際約束が締結されて、そのあとは同じなのですが、全採択案件を、JICA のほうが、私どものほうでその公開資料を作って公開すると。そのときに、審査会のほうにも報告する。ただ、この時点では、JBIC のホームページを見ていただければ、この案件はもう出ているはずです。JBIC の方は、円借款のローンを受領した段階でも公開されていますので、JICA が全採択案件、A と B の提言というものを公開した段階では、当然 JBIC はもう公開しているという前提です。

事前評価調査段階でも、審査室の関与はあまりなくて、基本的には JBIC のほうで判断しているものと大きな差異があるかないか。JBIC の方で確認している内容を JICA もチェックするということが主です。JBIC のほうで確認されている影響やインパクトの大きさというものが、また事前評価調査で JICA の職員が現地で確認してきた結果が同じだったかどうか。違ってれば、何らかのアクションを起こすということです。違っていなければ、審査もスムーズに通ると思います。そして、事前評価調査結果は JICA としても公表します。

本格調査のほうに行った段階ですが、ここも最初の段階ですけども、S/W を署名してそれを公開すること、JICA のほうでどういう調査を行うかという計画書を作った段階で審査室は関与しますが、そのあとは、特に現地で何か問題が起きているとかということがない限り、特に関与はしません。ですから、ずっと点線になっています。最後の段階で、ドラフトファイナルレポートができた段階で、当初の想定のとおり調査結果になっているかどうかということ、これもチェックするという趣旨ですので、特に審査会にかけるとことは考えていません。これはチェックするだけですので、審査室だけで確認できるだろうということです。

この点線の部分は、調査を実施したら、JBIC のほうで確認していなかったような大きな影響があることが分かってしまったとか、分かったという場合のことを想定しています。もし JBIC の審査内容と異なる状況が分かったという場合は、課題部のほうは JBIC に情報を提供する。こういうことが分かりました、対応してくださいと。そして、またその情報を公開もします。私のほうはそういうことを課題部が行ったということを確認します。その内容も一応承知はしておくということです。

それは、ある程度詳細設計調査の中で、あまり大きなものではなく、やりくりして何らかのミティゲーションができるとか、詳細設計の中で設計に反映できるということであればいいのですが、それがどうにもこれは対応できないと。例えば、もう設計なんか今できる段階ではない、これはかなり動かなければだめだということが分かった場合、適切な対応が困難な場合ということですが、そういうことが想定されたら、審査室にも上がってきます。審査室としては、これは外務省に出す提言なのですけども、これを審査室のほうで作るということにしています。多分こういう段階になれば、かなり差し戻すような提言になると思うのですが、そういう場合は、本当にその支援の是非ということになってくるので、これは審査会にかけなければいけないと思っています。それは諮問・答申して、結果を受けて外務省に提言するという考え方です。これはガイドラインに沿った考え方だと思います。

ですから、問題が起きなければ、審査会には関与していただくことはないのですが、問題が

起きた場合は、かなりシリアスなことが審査会にかかるという内容です。ただ、これは JBIC のガイドラインに書いてあるように JBIC がモニタリングをしているはずですので、あまり大きなことは想定していないのですけれども。以上が連携 D/D です。

○ **村山委員長** 次のページも。

○ **上條** では、簡単に説明します。次は、また詳細設計です。詳細設計というのはほとんど今、連携 D/D なのですが、時々連携 D/D ではない D/D もあるということです。その場合は、これは先ほどの連携 D/D とかなりフローが違うということなのですけれども、ここは JBIC は関与しませんので、JICA のほうが単独で環境社会配慮をしていかなければいけないので、このマスタープランや F/S とかなり似たような形のフローになっています。

この場合は、要請確認段階は随時ではなく、他のものと同じように 5～8 月にかけてます。これは在外事務所の方でも関与しまして、カテゴリ分類していきます。それが上がってきまして、この要請確認検討段階も、ここはずっとマスタープランと F/S と全く同じです。ただ、これは何らかの形で F/S 調査が終わっているという想定ですので、情報公開する内容も、マスタープランや F/S の段階と違っていろいろな情報が入っていると思いますので、もう JICA のほうで入手している情報は公開するというので、ここに書いてあるのは、環境影響評価書がもうできていれば公開します。もし相手のほうでもう許認可が終わっているということであれば、そういう許認可に係る証明書も出すということにしています。

それ以外は、マスタープランや F/S と変わっていません。審査会のほうには、この A 案件のコメント案を審査室が作る段階で関与し、A 案件の総合コメントができた段階で報告しますし、採択案件が決まった段階で審査会のほうに報告をします。ですから、ここが F/S とマスタープランと、審査会に関与していただくところは同じです。

事前評価のところも、通常、F/S とマスタープランの段階のものと同じです。F/S やマスタープランの段階に比べれば、もう調査もかなり進んでいますので、いろいろな情報があると思うのですが、その内容を確認するということです。

ただ、ここはもう F/S 段階でかなりの環境社会配慮がなされていないとだめだという想定ですので、この事前評価調査では、例えば詳細設計が終わったあとに、資金協力なり自前の資金なりで事業を実施するのに当たるその情報がきちんと整理されているかという、その確認が主になると思います。ミティゲーションが、例えば F/S 調査の中で提案されていても、実際その対処はどうなっているのか。例えば組織の強化などということが提案されても、実際に組織がどうなっているのかというような、いろいろな確認をする。ですから、F/S 調査の中で提案されているようなことをいろいろ確認していくということです。

その確認が済んで、詳細設計に進んで問題ないだろうということが判断されれば、本格調査段階に移ります。ただ、この段階では、もう環境社会配慮は確認されているという想定です。ですから、本格調査の中で環境面、社会面の調査をするということは想定していません。その F/S 段階で、環境面、社会面の対処がなされていて、そのなされた対処を設計に反映すればいいという想定で書いています。

ただ、これも途中で何かまた不適切なことが分かっちゃって、やはり適切な対応ができな

いと、ここで詳細設計をしてもあまり意味がなくなってしまうというような判断をされた場合は、やはりまた審査会にかけて、外務省に提示していくと。もし不適切なことがなければ、ドラフトファイナルレポートができて、その中にF/S調査の中で提言されたようなことがきちんと反映されているかどうかということを審査室が見まして、そしてファイナルレポートができる。ファイナルレポートができたら公開するというようにしています。

- **富本** ちょっと補足しますと、6ページの連携D/D、これは主にJBICとの連携を書いています。ここにおいても、事前調査の段階で審査会にかけるかどうかという議論は先ほどと似ていますので、これも一応持ち帰って検討させていただくということをしてしたいと思います。

連携D/D以外のD/Dというのは非常に数が少ないのですが、これも同じような状況ですので、ここも事前調査段階での審査会に対する協議ということをちょっと検討させていただきます。

その他の8ページ以降は前回ご説明しましたが、実は8～10ページは事前調査というくりかたよりも、予備調査としています。それから、技術協力プロジェクトは事前評価調査になりまして、ここは実は答申するということになっております。そういう意味では、一つ一つのステップで審査会の協議になりますので、ここは最初の要望段階での協議というものが入ってきて、要するにすべての段階でチェックをしていくということになっています。

そうやってまいりますと、ボリュームとしてはかなり増えてくる。連携D/Dというのは年に2～3件だということで、それから連携D/D以外の案件はほとんどない。主には開発調査、それから無償はけっこう数が多いです。技術協力プロジェクトは、A案件というのは比較的少ない。BないしCということなので、開発調査と無償資金協力の部分で審査の対象になります。

- **上條** では、無償のほうも説明しましょうか。
- **富本** 何かご質問があれば。
- **満田委員** すみません、過剰要求になってはいけないなどは考えてはおり、なおかつ、開発調査、連携D/D以外のD/Dということで、あまり件数はないとおっしゃっていたのですが、ただ、このようなD/Dはそれこそかなり下流のほうに近づいているため、ここにおける環境社会配慮確認は非常に重要なのではないかと何となく想像されます。

F/S、EIAはすでに終わっているため、JICAとして、実際問題審査もできる状況で、(それ以前のチェックはしていないため)チェックすべきことがたくさんあるはずで。

このため、このD/Dの段階のこの「A案件協議」と書いている部分が、外務省の案件採択の手前であることもありますし、重要なタイミングではないかと思うのです。ですから、力点を、この「A案件協議」とされているところに置かれたらうまくいくのではないかと思います。

- **富本** 理論的にはそういうことになるでしょうね。どういう要望でもいいと思いますが、ただ、案件が実施されたことがないということから、実際に採択される可能性は非常に少ないだろうということではっきり言って、今のところ例がないと思います。

ただ、そういうこともあろうかと思って、ガイドライン上は議論をしましたが、協議においても、実質的にはいろいろ情報もありますから、審査に近い内容でご議論されるだろうという、理論的には分かりますけれども、私はほとんどないと思いますし、そこで議論があるような案件はまず出てこないだろうと思います。それから、そのD/Dをやったところで、一体どこが

受けてくれるのかというのが実は問題で、JBIC 以外でその他の借款の機関が受けてくれるかということになりますと、恐らくそういう可能性は非常に少ないということから、案件の段階からまず落とされてしまうのではないかとことです。

- **遠藤委員** 「D/D をやったところで、一体どこが受けてくれるのかというのが実は問題」の発言について、私の理解は、この連携 D/D 以外の D/D を JICA が受ける前提条件として、ファイナンス(建設の資金源)が決まっているということだったと記憶していますが。
- **富本** そういう場合もありますが、要するに例がないと思います。
- **遠藤委員** 今までに例があったと思います。JBIC 以外のファイナンスが決まっていたはずで、例えばアフリカ開発銀行だったと記憶しています。
- **富本** 自己資金ですかね。
- **遠藤委員** 要は、連携 D/D は JBIC がもうコミットしているのですが、それ以外の資金源が建設資金を、例えば ADB とか、そういったところがコミットしていて、D/D が実施されていない場合、JICA にお願ひしますと言ったケースは、これからもあるのではないのでしょうか。確かに、最近はあまり聞かないですね。
- **富本** インドとかそういう、自己ができるけれども D/D をやってもらいたいという要請はあるかもしれません。
- **遠藤委員** D/D の資金負担がない無償ですから、ぜひお願いしたいという要請があるでしょう。
- **富本** 実際にはほとんどないと考えていますので、ここで協議ということできさせておいていただいて、確かにそういう案件があり、かつその情報が十分あって、審査に近いものをお願いするということになれば、その段階でちょっと考えたいと思います。今のところは、そこをあえて諮問を受ける形にしてしまうと、やはり少しトゥーマッチではないかなという感じがしますので、そういうことにさせていただきたいと希望します。
- **村山委員長** よろしいですか。
- **満田委員** はい。
- **村山委員長** 時間が1時間半ぐらいたちましたので、ちょっと休憩をさせていただいてよろしいですか。10分程度。45分ぐらいから再開させていただきたいと思います。

*** 休憩 ***

- **村山委員長** それでは、再開させていただきます。先ほどご説明いただいたフローに関するご意見がありましたので、お願いいたします。
- **松本委員** 無償についてですが、一つは確認です。無償の場合、重要だと思われるのは、要請段階でこれはちょっと無償では手に負えないなというものについては、開発調査等に行ったほうがいいのかということを外務省に提言するということが一つあるわけです。それは多分ここに含まれていると思います。もう一つは、それを受けて来た案件、つまり開発調査を経由して来た無償案件について、こういうルートをとってくるわけですが、それについて

どのぐらいこの審査会がやるか。

しかも、その新ガイドライン、今のガイドラインに基づいて開発調査をして、いったんこの審査会で審査もやっているような案件が無償に上がってきた場合、このⅠ、Ⅱぐらいですか、その要請段階、それから予備調査というものを、このとおりにやってスムーズに行けばいいのですけれども、もう1回開発調査で読み直さなければいけないとか、そういうプロセスを通るのかどうか。その辺についてちょっと考え方を整理しておきたいというのが1点です。

2点めは、基本設計調査です。基本設計調査には審査会の関与がないわけですが、少なくとも私の理解では、予備調査段階、例えば前回カンボジアの国道1号線はもう新しいガイドライン上では絶対あんなことはやらないみたいなことを言っていましたけれども、それは置いておいても、予備調査段階で、例えば案件があるとか、要するにAに値するような案件があった場合に、それは基本設計調査の段階で、例えば住民との一定の合意を取り付けるであるとか、適切な補償をその間に講じるというようなことが、予備調査の中で条件として出てくるといふように理解しているわけです。

したがって、その基本設計調査の間に、その予備調査の条件である合意の取り付けであるとか、適切な補償というものが同時並行的に行われているというのが私の理解で、それが適切に行われたかどうかについて、審査会がチェックをする必要があると私は思っています。ですから、少なくともA案件については、基本設計調査にかかわって・・・、何という表現がいいかわかりませんが、少なくとも予備調査を受けた環境社会配慮面での確認行為については、審査会がそれについて適切であるかどうかということを確認するという、その諮問・答申が私は必要だと思います。ですから、最初のは1点確認と、2点目は意見です。

- **上條** 1点目は開調のあとの諮問の場合ですが、今はもう新しいガイドラインで無償の方も今年の要望調査も始まっているわけです。そこで、カテゴリA、カテゴリBだとするようなもの、そこで無償部のほうと審査室のほうでその要請書を見て、無償の案件としてどうなのかということ判断していくわけです。A案件だと決めたものは、ここに書いてあるように協議をしましょうということを書いてあるとおりで。

○ **松本委員** 要するに、開調を経由して来たものが、あと1～2年すると出てくる。今はまだないですね。旧ガイドライン上の開調ではなく、新ガイドライン上の開調を経由して、無償の申請が上がってくるものというのが、1年以上すると出てくると思うのです。それについても、A案件であつたらこのコメント案、協議、それから、この流れに従ってやっていくかどうかということを確認したい。

- **上條** それはやっていきます。
- **松本委員** つまり、そのときにはまた何か開調を読んで。
- **上條** そうですね。また少し時差があつたりすることもあるかもしれませんので
- **松本委員** 分かりました。
- **上條** 2点目の、基本設計調査のところ諮問と答申が要るかどうかということですが、私どもの方でこれを書いた時の想定は、無償の場合の環境社会配慮は予備調査の段階で行おうと。そこで基本設計に反映すべき事項を整理しようということにしていますので、それはAであれ

ば、この予備調査、カテゴリ A のところで審査会に諮問・答申にかけます。あと、カテゴリ B の場合であれば、ここはちょっと点線にしていますけれども、カテゴリ B はいろいろな幅があるので必要に応じてということにしていますが、重要だと思われるものは、点線を適用して、諮問・答申するというふうにしています。

ここで、基本設計調査のときに反映すべきものは何かと、そういうことはここで整理されると思うのです。そういう前提なのですが、ここで整理され、そこで予備調査報告書ができて公開されるという前提なのです。あとは、その予備調査の中で提案された環境社会配慮事項がちゃんと設計に反映されたか。あとは、例えばマネジメントも多分提案すると思いますが、そういうマネジメント事項もちゃんと反映されているかということなので、それはチェックすることが主になると。

何か新たなことをしてどうしましょうかということを知ることではなく、もちろんそういうことが何か出てくることもあるかもしれませんが、予備調査の段階で提案されたことをチェックすることが主になるということであれば、審査室のほうでチェックすると。その結果も、基本設計調査報告書のカテゴリ案も、カテゴリ A と必要な B は公開することにしていきますので、情報公開を担保して、あとは審査室がチェックするという対応で対応できるだろうという想定フローです。ですから、そこでまた審査会に「これはどうしましょうか」と聞かなくてもいいのではないかと。

ですから、予備調査段階で審査会のご意見を聞いて、予備調査報告書を作り、そこで整理された事項は、あとは確認行為だと。それは審査会はかけなくてもいいのではないかとという考え方です。

- **柳委員** 問題は、その手続きを踏んでいって大きな変更があった場合に、またフィードバックする仕組みがここにはないのです。だから、ものによっては、今のお話のスコーピングの段階からずっとスクリーニングを経て、実施計画案の作成のこういった一連のプロセスの中に、こういった審査会が関与する状況が二つ設定されていますが、もしそのあとでまた大きな変更があった場合に、元に戻るというような仕組み、最初のほうに戻るという、そういうことは考えなくてよろしいのですか。
- **上條** ここはあまり予備調査と基本設計調査の間に大きな時間の差があるとは想定していないので、カテゴリ A とカテゴリ B の場合は、必ず予備調査を経て基本設計調査を行うということにしているのですが、今おっしゃられたような、基本設計調査の段階で、やはり予備調査にかけようとか、そのことはちょっと想定していないのですけれども。
- **柳委員** このフローでは、何らかの予期しない変更が起こったときに、そこはチェックできなくて、そのまま通る可能性があるということですね。
- **上條** ただ、問題が起きれば、問題が起きたものに対して、この責任者の判子を押していいよとやるのかどうかというのは、また別の問題があるとは思いますが。
- **柳委員** 問題は手続き的に戻る仕組みがない。その時々で案件で審査しなければいけないのですが、そのような事例のときには元に戻るような仕組みがあればいいかなと思います。
- **富本** これはガイドラインの改定委員会でも随分議論はあったのですが、基本設計の段階に

進んでしまうということは、本来そういう手戻りがあってはいけないという段階ではないかと考えております。もしそこで大幅にあるとすれば、相当な問題になってしまう。JICA 自身も相当責任を問われます。

そこで、大いに審査会が絡んでくるわけです。いろいろな議論があつて、慎重に慎重に進めてきて、さらに場合によっては予備調査もする。そこでもうその内容に変更はないということを確認したうえで基本設計に行くということですから、そこまでで手戻りがあれば変更できますが、基本設計にきた段階でもし戻りがあるとすれば、先ほど松本さんが言った住民との合意形成、これは審査会にかけてどこに反映させるかということが一つ問題になってきて、はっきり言ってこれは実施段階まで至ってしまうのではないかと考えています。

外務省のほうでもガイドラインを作つて、例えばどの段階には住民の合意が何パーセント必要などと、ある程度の基準を作っています。そこに至ってしまう問題ではないかなと思います。それ以外の設計とか調査の内容については、予備調査の段階でも確認しておく。そこで環境社会配慮の問題はないということを確認したうえで、基本設計に入れられないというような思想でガイドラインを作っています。

○ **柳委員** 分かります。基本的に、審査会に必ず諮問された案件であれば、その時間的な間がなくてそのまま通るというのも問題はないと思うのですが、諮問をかけるかどうかというのは、案件によって、かけないでそのまま通ってくるものもある可能性があると思うのです。点線で書いてありますが。それから、前に審査していないと。それから、それは大丈夫だと思っていたけれども、後でやはり問題が起こってしまったときに、戻れないという仕組みになっていると、そのまま行ってしまう可能性もあるということです。その点はどうかということなのですが、その点はいかがでしょうか。

○ **上條** 現実に、基本設計をやっているときにもし何か問題が起きて、このまま設計しても意味がないということが判断されれば、どういうやり方をするかということにはなると思うのですが、予備調査は1回やってしまったけれども、もう1回繰り返してやらざるをえないということも、また外務省に説明して許可をもらつてもう1回やるとか、現実的にはそうなると思います。このフローには表現していなくても。実際基本設計をやってみたら、その設計ではもうどうにも対処できないということが、もし何らかのことがあつて分かったら、対応することになると思います。

ただ、審査会にかけない案件というのは、例えば本当に小規模な何かの改修だとか、何らかの廃棄物がちょっと出るとか、ただ、それも対処できるだろうというようなものは多分審査会にはかけないと思うのですが。ただ、私ども限りの審査だとちょっと不安だろうと思うものは審査会にかけますので、先生が心配していただいているようなことはあまり想定しなくてもよいのではないかと気がします。

ただ、もちろん何か起きれば、それを放置するということはありませんので、何らかの対処をしなければいけない。もちろんそのフローに表現されていないものでも、何か問題が起きてしまえば、それは対処しなければいけないと思います。

○ **富本** 今言ったとおりなのですが、したがって、審査室としては審査会にかけべき案件と

いうものをやらなければいけないし、冒頭に松本さんがおっしゃったとおり、この案件はとてもじゃないけれどもすぐに予備調査や基本設計にいけないということについては、調査をしないおすというようなことで、二重のチェックがかかってくるのではないかとということです。

他方、かりに基本設計の段階でいろいろな問題が出たということになると、特に、どこに戻すのかということが非常に難しく、恐らくはその段階でもう基本設計をやめるという段階しかない。一切そこから先は進めない。かりにもしそういう重大な事態が起こればですね。それ以前の段階であれば、いろいろなところに反映して、審査会の諮問というものを反映した報告書にしたり、アクションは取れると思います。そういう分類であると考えています。

○ **川村委員** 一つ考えられる問題としては、その予備調査の段階で、相手国政府に対してこのような再手順なり何なりの措置は取るべきだというような勧告、提言を出しますよね。ただ、それを実施するのは相手国政府ですね。その実施の段階で問題が出そうなときに、まさにその基本設計調査をそのまま進めていくのかどうかという判断を実際問題には迫られることとなります。その場合、一体どこでどういう判断をすることになるのか。それこそ JICA と外務省の役割分担の話にもなってくると思うのですが、この絵だと、JICA から例えば外務省に対して提言を出すような流れというのはないので、それは実際どうなるのですか。その中で、この環境審査会というのはどういう……。

○ **富本** これはガイドラインのときもいろいろ議論があつて、実際 JICA としていかんともしがたい部分があつて、基本設計は粛々とやるということです。その中で、他方で相手国政府は将来起こるであろう無償資金でやる建設に向かつてそういう準備をする。もちろん建設段階でもいろいろな交渉があつて、一部の方々は反対するでしょう。ただ、外務省の考え方は、今のところ EN を結ぶ段階までに、例えば、95%ぐらいまでは合意を得ていれば、あとは最終段階で完全に合意を取り付けるというようなプロセスにしています。ですから、我々としては、こういう基本設計をやりながら、もし現地ですり情報があるとすれば、外務省側に伝えるというアクションぐらいしか取れない。あるいはそういう事実があつたということを報告書の中に盛り込んで、外務省が最終的にその無償をやるかどうか、これは閣議決定になりますが、判断のところで見えていただくということぐらいしかできないと思います。

○ **杉前委員** 今いろいろ議論がされているのですが、この審査会の基本になるところは、JICA 環境配慮ガイドラインですよね。その中の記述にはっきりと沿っているかどうか、重要で、そこに立ち戻って的確にこのフローチャートを評価すべきであると思います。審査諮問機関への諮問については、カテゴリ A 案件と B 案件について、「要請段階から協力事業の終了まで関与し」とあります。だから、そこに沿えば、自ずからフローチャートに修正しなければいけない部分が出てくる。しかし、その辺はもう事務局のほうで、的確にやられていくと私は思っています。私は先ほどから、審査に 5 日間しか時間的余裕がないという話があつたので、カテゴリ A と B の仕分けについては事務局に任してよいのではないかと思ったのです。しかし、もう一度、このガイドラインに立ち戻りますと、「要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA の諮問に対応し、支援の是非について答申するほか、種々の協力事業に関する環境配慮面での助言を行う」とありますので、私は先ほど、カテゴリ A、B 案件の仕分けは事務局に任じていいのではな

いかというようなニュアンスの意見を言いましたが、やはり、審査会の存在の一番ベースはここにありますので、その辺はもう一度ガイドラインに立ち戻らないといけないのではないかという気がしています。

- **村山委員長** その点は、前回もご議論がありまして、そういう表現でどこまで規定しているのか、あまり明確ではないというのも事実なのです。「要請確認から事業終了まで」という、本当に字義どおり取れば、基本設計調査に何かのかかわりがあるかというところだと思います。
- **杉前委員** ガイドラインにこの審査会が束縛される。そこで縛りがかかっているわけですから、そこから外れると、やはり対外的にいろいろな評価がなされる場合に、「いや、ガイドラインの条文についてはいろいろな読み方ができますから」では通らないと思います。あくまでもこれに準拠すべきであろうと思います。ちょっと気になって、今ガイドラインを見直したのですけれども。
- **松本委員** 杉前さんがおっしゃっていることと、この今の基本設計調査の議論というのとはどのように関係しているのですか。
- **杉前委員** だから、その辺のところをきっちり、やはりこれに沿ってということなんです。
- **松本委員** 我々は沿って議論しているのですが、杉前さんが沿っていないと思われる理由をお聞きしたいのです。
- **杉前委員** 沿ってはいると思うのですが、今見直したときに、議論がちょっと不自然なのではないかという感じがしたのです。
- **松本委員** 具体的に言っていないと、どう不自然なのか分かりません。私にとってものすごく自然なことなので、ぜひちょっとどこが不自然かを教えていただけると・・・。
- **杉前委員** ガイドラインには審査会は最初からすべてについて関与すべきであるというように書いてあるわけですね。そこから外れるわけにいかないだろうと言っているのです。
- **村山委員長** ですから、松本委員がおっしゃっていることとほぼ同じことをおっしゃっていると思います。
- **杉前委員** そういうことですね。
- **村山委員長** 原案では、基本設計調査では、審査会はフローの上では関与はしていないのですが、今のご議論からすると、何らかの関与が必要であろうということですね。それをどういう表現にするかということになると思うのですけれども。例えば「必要に応じ諮問」という上のような表現、あるいは協議、あるいは明確な諮問・答申。まず、その関与するかどうかということに関してはいかがですか。関与しなくてもいいというようなご意見がもしあれば、ぜひ出していただきたいのですが。基本的には皆さん、関与するという方向でよろしいでしょうか。
- **遠藤委員** 遠藤委員。これは、一般的に読み取れば、プロジェクトのスタートが案件形成からで我々は関与していなければいけないし、途中の報告を受けるわけで、そういう意味では関与していると考えます。しかし、諮問に対しては、さらにもっと深く掘り下げて答申するということで、私の意見は、諮問されていない各ステップ全部に関与するという意味ではないと考えます。したがって、ここで言う関与は必要に応じてという意味で受け取っています。

○ **村山委員長** 表現としてはいかがでしょう。先ほどのご議論からすると、もし何かが起きたとか、もし不測の事態が起きたとき、仮にこういうことであるという、そこからすると、「必要に応じ諮問」というぐらいかなという気もするのですけれども。

○ **松本委員** 先ほど上條さんのご説明にあったとおり、無償資金協力の場合は、予備調査段階で JICA としての環境社会配慮を満たす、終わるということがガイドライン上書かれているわけです。しかしながら、先ほど私が申し上げましたけれども、予備調査の中には、環境社会配慮調査の結果、以下のようなものが担保されなければいけないというものが予備調査の中に出てくる。その具体例としては、移転を伴う場合には住民の合意が取れていることであるとか、適切な補償が行われる、これもガイドライン上、別紙 1 に書かれているようなものがしっかりと担保されるというようなことが、予備調査の中で条件として出てくるということがあるわけです。それが、基本設計調査と同時並行的に行われているその確認作業、政府が中心となる確認作業、あるいはその合意取り付け作業が適切に行われたかどうかという部分の確認ですね。ですから、予備調査にうたわれている環境社会配慮上の確認行為ということが一つ。

もう一つは、予備調査によって、大きくくりで、例えば道路であればこのぐらいというふうに決められたものが、基本設計調査の中で少しルートが確実なものになっていって、移転する住民が変わってくる、あるいは影響を受ける範囲が変わってくるというものに対しては、当然この中でどうするかという対応が決まってくるということ。私は二つあって、その予備調査でうたわれている環境社会配慮上必要な措置、および基本設計調査に伴って生じる新たな環境社会配慮上の要件について、ガイドラインに即しているかどうかを確認するということが必要だと思います。

○ **村山委員長** そうすると、短く言うと「確認」という表現でいいですか。

○ **柳委員** 「報告」でしょうか。

○ **村山委員長** 「報告」。

○ **柳委員** ええ。基本設計調査段階の審査を審査室が受けたあとに、それを審査会に報告する。そういうプロセスがここには欠けているので、全部関与するというはそこで報告して。だから、期間的に、諮問して答申してからこの基本設計調査までに時間があまりないということであれば報告でいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○ **村山委員長** 「報告」という文言はほかにもありますからね。いかがですか。

○ **松本委員** 実は私は、ここは JBIC で住民移転をたくさん手掛けてきた満田さんに、要するに審査室の立場にいた満田さんが、こういうときに第三者の審査会のようなものがいて、こういう役割が果たせたらすごく助かったというようなものがもしあったら、ちょっと聞きたいです。

○ **村山委員長** それでは、経験を踏まえた発言をお願いします。

○ **満田委員** 一般論として、B/D の前の段階でも、例えば住民移転数も、時によっては非常に曖昧模糊としていることもあります。もちろん、どんどんフェーズが進んでいくにつれ確度は高くなるのですが、最終的には D/D、D/D が終わってすら住民の数が増えたり減ったりすることもあります。しかし、B/D という基本的な設計の段階では、普通に考えて、ほぼ路線もある程

度確定して、影響住民も確定して、要はコンサルテーションをする相手が決まってくるフェーズなのかなと考えられます。住民移転の問題が非常に難しいのは、かなり前の段階から、将来的に起こるであろうことを予見して、それに対して何か配慮したり、コンサルテーションの計画を立てたり、もしこうだったらこうというような、そういう仮定をいっぱい立ててくはないことだと思うのです。

恐らく今まで問題になっている案件でも、住民移転計画が非常に素晴らしいものだったとしても、どういうわけか最終路線に住民とコンサルテーションすることを当局が怠ってしまって、住民の非常な怒りと不信感を招いてしまって問題になったというケースがあり、私はその住民移転に対する対応というのは、事前の予測プラス各段階で確認していく作業が非常に重要だなと感じているのです。

ですから、恐らく JICA さんも各段階で確認なさっているとは思いますが、B/D という段階で再度確認することには非常に意義がありますし、審査会に何でもかんでも諮問・答申というのはちょっとコスト的にかかるのであったとしても、何らかの確認作業は必要なのではないかと考えています。すみません、言葉足らずですが。

- **遠藤委員** B/D の場合の流れを自分なりに補足させていただくと、まずインセプションレポートの協議時に、現地政府の責任でもって実施する約束に署名する。これが討議議事録となるわけです。次に、ドラフトファイナルの時にも同じことの確認討議を行い、相手国が、例えば土地収用や住民移転に対して、こういうことをやりますと約束をして、初めて署名が出来るわけです。

最初の予備調査で、業務範囲を決められて、B/D ではコンサルタントの調査方針を説明し、日本側の方針及び相手国の合意があって両国で署名がされる。これが B/D のスタートなのです。B/D の中間またはドラフトファイナルの段階で、相手国が約束事項の実行が確かに認められた時、例えば土地収用で住民移転の協議も合意も取り付けましたということが実証できて、初めてこのプロジェクトは最終化ができる。その時点で再度確認の署名をする。したがって、先ほどの報告というのは、そういう議事録のようなものを我々に提出していただければ、確かにこれは予備調査も、B/D 段階もクリアになったなということで、我々の役目は終わるのではないかと思います。

- **村山委員長** ありがとうございます。そうしますと、確認というレベルで、予備調査段階の報告書の内容の確認、それから基本設計調査段階で新たに生じた問題に対する調査の確認ということで、内容としては、先ほど柳委員がおっしゃった「報告」という形で審査会に情報提供していただいで確認するという形でよろしいですか。
- **和田委員** どちらかという「協議」かなと思っているのですけれども。これまでも「A 案件協議」というものが何回か出てきていますよね。必要な案件の協議。具体的にはあまり変わらないのかもしれないけれども、「報告」というと一方的なイメージがあって、「協議」というと議論があるというイメージなのですが。
- **村山委員長** どうでしょう。「確認」というイメージからすると、「報告」でもいいのかなという気がするのですが。

- **上條** 意見なのですが、「報告」にしておいても、そこでもし何か、ここはもう少し意見交換したほうが良いというご指摘があれば、それは意見交換することになると思うのです。ここは「報告」だから意見交換しないでくださいなんていうことはありえないと思いますので。もしここは意見交換するべきだということがあれば、その次の会合のときにその担当者にも来てもらって意見交換をします。それがドラフト段階で、まだ少し何らかの時間的余裕がある段階であれば、こういう指摘があったよと、次のときにちょっと議論してくださいということは対応できると思うのですけれども。
- **和田委員** 分かりました。それが共通認識なら、あとは言葉の問題ですから。
- **杉前委員** 共通認識として、「報告」という形で縛りをつけるよりも、少し上のレベルの「協議」としておけばいかがでしょうか。報告があってそれに対して意見がなくてもいいのですが、報告がなされれば、当然、意見が出てくると思いますので、結果的には「協議」になると思いますし（笑）。
- **村山委員長** 他にいかがでしょうか。あまり「協議」と「報告」を明確に定義をしている部分も実はないので、イメージの問題なのです。
- **松本委員** 他は、例えば「A案件コメント審査会報告」、これは恐らくもう最終的にこういうものを外務省に出しますよというような感じだし、もうそれを事前に協議をした内容についてですから、やはり「報告」というと、どちらかという、事後ではないにしても、かなり事後報告に近い部分が、ほかの「報告」の使い方にはあるような気がします。ですから、ここは今、和田さんや杉前さんがおっしゃったような形で「協議」としておいて、意見がなければ、それは実質的には報告だというほうがいいのかと思います。
- **村山委員長** そうしますと、基本設計調査の段階では協議をするということですね。
- **上條** 予備調査のときに、もう諮問・答申をやっているわけですから、ここで初めて聞くことではないと思うのですが。
- **松本委員** 何度も申し上げますが、予備調査はこういうことをちゃんと条件づけましょうというもので、基本設計調査の段階は、それが本当に満たされているかどうかを確認するわけですね。
- **上條** それは審査室があるわけですから、審査室が何も作業しないで「見てください」「確認してください」と言うわけではないのです。
- **松本委員** それを言ってしまうと、審査会は要らないのではないですか。
- **上條** いえ、ですから、そこで言葉の使い分けがあるのだと思いますけれども。中身を、質の面を見てくださると、うちからお願いするのは諮問・答申しているわけですね。うちがやっている作業について意見交換したほうが良いというものは「協議」と。うちが純粹に確認作業だと思っているものについては、確認した結果を見ていただく。それは「報告」という言葉を使うし。別に審査会がなくてもいいとは私は一言も言っていません。
- **松本委員** しかし、私は異議申立ての一番の対象になるのはここだと思うのです。
- **上條** 異議申立て対象の場合は、対象になるものはこの報告書案を公開しますけれども。異議申立て対象になるようなものであれば、そういう意見をステークホルダーのかたには、ホー

ムページに出すだけでなく、全報告書を見てもらって、どうですかという確認行為を取りま
すけれども。

- **村山委員長** ほかにご意見いかがでしょう。実質的に何を議論するかということは恐らく共
通認識があると思うのですが、言葉の問題がちょっと残っていますので。
- **富本** そうですね。1回持ち帰ります。まだちょっとイメージが、確かにいろいろな段階で
明らかになってくるものもあるのですが、何を協議していただくか、あるいは何を報告するか
ということを少し整理しなければいけないかなと思っています。協議することがたくさんある
となると、かなり重大問題ではないかなという感じもしているのです。縛りをかけるとい
うことは確かにあるかもしれませんが、一つ一つ審査会でご議論いただくのは確かに大切なことだ
と思いますけれども、果たしてどういう内容をご議論いただくのかということがかなり重要に
なってくると思いますので、これはちょっと持ち帰らせていただきます。
- **杉前委員** 審査会では、協議があり、報告もありということで、業務量としてはかなりのも
のになりますね。予想として、参考までで結構なのですが、諮問が何件ぐらいで、報告、協議
が何件ぐらいとか、その辺は想定はされているのでしょうか。
- **上條** それは、審査会の運営方法のところ、最初の「諮問対象」の①で「年間 20~30 件
程度」としています。私の考えですが、審査会のほうでいろいろ対応していただく内容が増え
れば、それはおのずと審査会にかける件数は減ると思いますけれども。そういうことはあると
思います。
- **村山委員長** 各段階でいろいろ今入ってきていますので。
- **杉前委員** いろいろ入っていますよね。
- **村山委員長** ちょっとやってみないと分からないですね。
- **杉前委員** やってみないと分からないですが、かなりあるのではないかと気がしていま
して。
- **村山委員長** それはおっしゃるとおりです。
- **富本** 相当なボリュームと、それから案件によっては全部フェーズが違いますので、いろい
ろな段階があって、より情報が多いものについては相当読みこなさなければいけないと思
います。他方、事業部ないしは審査室も相当業務量が増えてまいりますので、タイミングよく出
せるかということが。もちろん案件は前に進めるだけが重要だと言っているわけではありません
が、ある程度のスケジュールがありますので、そこにあまりにも支障がかかってくると、審
査会自身の機能が働かないということになってしまいます。こちらにも影響してまいります
ので、そこはできるだけうまくさばいて・・・。
- **杉前委員** ですから、審査会で報告ばかりがずっと続いて、実際の審査があまりできなくな
る場合もあり得ます。この辺をどのように想定しているのか。審査会がうまく機能するの
かどうか、その辺が気になりますね。
- **上條** 私どもとしては、実質的な議論をする場にしたいと思うのです。審査室限りでは心配
な面がいろいろあると思うので、そういうことをここで議論していただいて、それを私ども
の仕事に反映したいというのが一番の主眼です。報告ばかりであれば、「ウェブサイトを見ておい

てください」で済んでしまう話にもなりかねませんし、そういうことに貴重な時間を使うのは……。もちろん大事なものは報告するのですけれども、それはやはりどこに焦点を当てるか、限りある資源をどこに使うかということだと思っております。

○ **柳委員** 例えば、環境アセスメントの審査会の実際を見ますと、通常の報告の中には、場合によっては審査会の意見を聞きたいということで、それを「あり」「なし」で分けているのです。ですから、報告案件が20件ぐらいあっても、その中に数件は審査会の意見を聞きたいということで「あり」という判断をします。審査会に諮って意見を聞くという、そのようなスタイルがあるのです。それは、通常のアセスメントの審議方法です。ですから、これは報告だからといって、ここの審査会に審査室でこれは意見を聞いてみようという場合は「あり」にしておいて、そのような二つのカテゴリを分けておいていただければ、今までの議論は一つの解決になるのではないかという気がします。

○ **村山委員長** 少なくとも、基本設計調査の段階で審査会が何らかの関与をするということは共通の認識だと思いますので、その文言、何か具体的な内容については、ちょっとご検討いただきたいと思います。

それでは、時間もだいぶ過ぎてまいりましたので、次に進みたいのですが、技術協力プロジェクトについてはいかがでしょうか。

○ **上條** 技術協力プロジェクトは、通常、人材育成や制度づくり、人材育成を行うのですが、3年とか5年間協力しまして、その計画づくりだけではなく、実際の事業を行うというものです。これも、要請確認段階は今までと全く同じフローです。特に変わりありません。

事前評価調査段階は、ここは開発調査のスキームと、名前は同じなのですが内容が違っておりました。技術協力プロジェクトの場合は、事前評価調査のところで審査会の関与が明確に書いてあります。なぜかといいますと、ここはプランニングをする段階なのです。技術協力プロジェクトの場合、計画を作る段階なのです。技術協力プロジェクトの場合、特に想定しているのは、例えば何らかの研究協力とか、そのことで何らかの廃棄物が出るとか、あと医療の協力、例えばワクチンを普及する事業とか、そういうもので注射針の廃棄物が出てしまうとか、何らかの廃棄物が出るような案件が、規模は小さいにしてもあるのではないかという想定をしているのですが、この事前評価調査の段階で、その計画づくりをしていただくということです。

ここではカテゴリAの場合、この技術協力プロジェクトのスキームの中でその計画づくりをするということは想定していません。ここはもう何らかの計画が事前にあって、F/Sレベルなり何らかの調査が事前にあって、それに基づいた技術協力プロジェクトを行うという場合に、必要な手だてがきちんと講じられていたかどうかを確認するという趣旨です。そして、その確認した結果を諮問します。確認して、そのあと事業展開していくわけですが、そういう内容が適切かどうか諮問するという趣旨です。

カテゴリBの場合は、ここは廃棄物なども非常に限定的で、通常軽減策で何らかの対処ができるだろうということを想定しているものなのですが、それはこの事前評価調査というスキームの中で計画づくりをしようと。ですから、スコーピングやステークホルダーのミーティングなども開こうということです。

ですから、ここは開発調査（M/P、F/S）のカテゴリ B の本格調査のものと同じような想定なのですが、スコーピングをして、複数案の検討も含めた計画づくりをして、報告書の名前は「事前評価調査報告書」になっていますけれども、開発調査で言えば最終報告書になるようなものをここで作るということです。ただ、ここは非常に規模が小さく、非常に限定的な影響だという想定です。ここでは、カテゴリ B の場合は点線なのですが、諮問・答申をすると。

ページをめくっていただきまして、そのプロジェクトの実施段階というものがあり、ここでは、ほかの二つのスキームにはないのですが、JICA 自らがモニタリングをするということが入ってきます。何らかの廃棄物が出るという場合であれば、その処理がきちんとなされているのかとか、その周辺地域に影響を及ぼしていないのかとか、そういうモニタリング行為を 3～5 年の間行います。これは主には相手方にやらせてもらって、その結果を JICA 側が確認するという趣旨なのですけれども、そういう事業の実施も入ります。

そこでも、審査室はそのモニタリング結果を見るということにはしています。その中で、これはちょっと重大なことだと私も審査室のほうで判断した場合は、諮問をして答申するというのがこの点線で書いてあります。もしモニタリング結果で、何か計画を修正しなければいけないということがあれば、それは修正してもらおうということです。これは 3～5 年、そのプロジェクトの実施が終わったときに、緩和策がどうだったのか、効果的だったのかどうかというあたりも評価することになっています。以上です。

- **村山委員長** ありがとうございます。今の説明で何かございますか。濱崎先生。
- **濱崎委員** モニタリングは誰がするのでしょうか。
- **上條** 相手国のカウンターパートです。ですから、例えば何とか省のエンジニアとか、そういう方です。
- **濱崎委員** それは、例えばプロジェクトのカウンターパートということでよろしいのですか。
- **上條** そうですね。ですから、多分相手国の技術者のかたが多いとは思いますが。
- **濱崎委員** それはつまり、結局そのプロジェクト内部の人が自らモニタリングすることですね。
- **上條** そうですね。
- **濱崎委員** それは、それでいいのですか。普通、何か第三者とか、また別に何か・・・。
- **上條** そこは、そのやり方までどうのこうのと決めてはいないのです。もちろん第三者のかたがやったがいいということであれば、第三者のかたにモニタリングしていただくということもあるとは思いますが。
- **村山委員長** 分かりました。他にいかがでしょう。
- **田中副委員長** 今のことに関連して、そのモニタリングというのはプロジェクトの一つのコンポーネントとして存在するということですか。
- **上條** そう想定しています。そのモニタリングに対して、もし JICA 側が何か協力しなければいけないということであれば、資機材の整備とか、あとは例えば人材の育成などに対して、JICA も協力する必要がある判断をするのであれば、そういうモニタリングに対する支援ということも、JICA 側の協力事業の一つのコンポーネントになると思います。

- **田中副委員長** ということは、このモニタリング自体は、この技術協力プロジェクトのフローのもっと頭のほうで出てくるということですね。アイテムとして、検討されて、このモニタリングにつながっているという流れになるのですね。
- **上條** そうですね。もしモニタリングが必要なものであれば、この事前評価調査の段階で計画が作られるということです。
- **田中副委員長** 分かりました。
- **富本** よろしいですか。まとめますと、カウンターパート機関と JICA の専門家のチームが協力してやっているプロジェクトですので、双方で相談しながら、最初からモニタリングの計画を作って、そこには外部の有識者も入れる可能性があるのですが、そこでは若干の第三者、中立的な立場から見るといいます。いろいろその案件の性格によって中身を変えると。
例えばこの辺に関係するのは、環境研修センターというものがありますが、こういったところについては、もちろん専門家チームとカウンターパートがモニタリングしますけれども、外部の大学の先生が行って、その状況を評価するというのも大いにあるということです。いろいろな工夫はできると思います。
- **村山委員長** 分かりました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは業務フローに関してはこの程度でよろしいですか。
- **石田** すみません、よろしいですか。環境・持続社会研究センターの石田と申します。今のフロー図のところ、技術協力ではないのですが、全体に関して一つ質問させていただきたいのです。審査会の業務の中で、「緊急時の措置」というものがあつたのですけれども。
- **村山委員長** もう一度お願いします。
- **石田** 審査会の業務の中で、「緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断、及び実施する手続きについて」というものが業務の三つめにあります。これに関して、緊急時の措置というのは難しいとは思いますが、そのプロジェクトのフローの中では、例えばどんなタイミングでこの審査会に協議というか、報告がなされるのかについて、ちょっと分からない。もうすでに何か以前ご説明があつたのかもしれないのですが、教えていただければと思います。
- **村山委員長** 今の点はいかがでしょう。
- **上條** 緊急時の措置についてのフローは特に作っていないのです。ただ、緊急時の対応をするのであれば、行政の確認段階で、これは緊急時の対象案件ですということは決めなければいけないと思います。ですから、緊急時のものであれば、通常のこのフローの流れで要望調査をするというようなことはないと思いますので、突発的な何か起きて、それに対して外務省から JICA のほうに指示が来ることになると思います。その場合は、こういうフローとは関係なく、多分緊急にお呼びして、うちのほうが何らかの提案をして、それについて協議していただくということになると思いますけれども。
- **石田** 緊急にお呼びしてというのは。
- **上條** 審査会にかけないといけませんね。審査会にかけますよね、緊急時の措置を。それはガイドラインに書いてあるとおりの。そのときに、JICA 側がどういう対応をしますということ

を、このガイドラインの「緊急時の措置」に書いてあるようなことを説明した資料を出すということになっています。ですから、この場合はこういうフローでやりますというようなことは特に用意してありません。

- 石田 そうですね。多分緊急時の措置で、フローはないのだろうと思うのですが、それはかなり終わった段階なのか。
- 上條 ただ、それはガイドラインの改定の、今から1年ぐらい前のときに議論されたと思うのですが、JICAとして、その緊急時の措置を決める以前の段階で協議をするということだと思います。
- 石田 そうですか。では、最初の以前の段階で、緊急時の措置をするかどうかに関して、最初の段階でそれに近い時期の審査会が行われるときかけられるというふうに理解していいわけですね。月に2回・・・。
- 上條 ですから、JICAが何らかのアクションを起こす前に審査会にかけるということです。
- 村山委員長 少なくともこのフローに沿ってやっていると時間がないので、別のルートとがあるということだと思いますが、ただ、何らかのフローというか、フローまで行かなくても、大まかな文面は作っておいたほうがいいのかもしれない。
- 上條 こうやりますというようなことですか。
- 村山委員長 ええ。
- 上條 ちょっと分からないので考えてみます。
- 石田 今、上條さんがお答えいただいたことを文書で書いていただければいいのではないかと思います。
- 村山委員長 他によろしいでしょうか。
- 川村委員 すみません。全体に関わることなのですが、ガイドラインの中で異議申し立て手続きが作られていますね。それに基づいて異議申し立て審査役が作られて動くわけですが、要するに、異議申し立てが起きるということは、この審査会がいわば失敗した事例なわけですから、当然フィードバックしていく必要があると思います。最終的にどういう文案で異議申し立て審査役の規定が決まったのか、ちょっと今手元にないのですが、ウェブで情報公開がされていくようになると思うのですが、一応こちらにも報告案件として出していただくように確認しておく必要があるのではないかと思います。
- 村山委員長 異議申し立てに関しては、多分いろいろな段階で出てくる可能性があって、JICAが国際協力をやっているという意味で言うと、協力段階で、修正可能な段階で出てくる可能性もあるので、そういう意味ではおっしゃるとおり、審査会だけではなく審査室にもそういう情報が提供されて、反映される必要があると思います。ただ、それがどういう段階で出てくるかよく分からないので、手続き上はそういう仕組みができていると私は理解していましたので、今回のこのフローの中でそういう申し立てが出てきて、こちらでも反映したほうがいいというものがあれば、情報は提供されると私は認識していますが。
- 上條 審査役の方が判断して、どこに情報を流せという指示がされるのだと理解しています。審査会と審査室にも情報は来ますので、その段階でまだ動いている協力事業があれば、どうし

ましようかという判断は仰ぐことになると思うのですけれども。

○ **川村委員** 基本的に、異議申し立てが行われるときはここで報告されるという形によろしいのですか。JICA の中では当然、そういう異議申し立てが行われたときは内部で情報が共有されますよね。我々はその内部でのかかわりは微妙な位置なので、そういう日常的な情報の流れには入っていないので、当然そういうことは想定されているのでしょうけれども、一応確認だけという趣旨なのですが。

○ **上條** 当然情報はシェアすることになります。

○ **村山委員長** それでは、時間があと 20 分ぐらいになりましたので、次のところで、4 番目の議題ですが、案件事例の説明というところがあります。ここに関しては、事例の説明とともに、これからその審査を行っていくうえでのレビューシートを案として作られていますので、これも含めてお願いします。特に、あまり時間がないので、最初のスコーピングレポートを中心にお願いします。

○ **上條** 11 ページを見ていただきたいのですが、私ども審査室が報告書を審査するに当たって、何らかの形を作ったほうがいいたろうと思いました。参考にしているのは UNEP の環境アセスメントのテキストのレビューというところにあったものなのですが、マンチェスター大学が作っている様式があり、それを見つけました。ただ、それは最終的な報告書、EIS のレビューシートだけで、スコーピング段階とその中間段階というものは特にありませんでしたので、それを参考に、スコーピング段階、また中間段階、あとは最終報告書のドラフト段階というものを、審査室の方で作ってみました。

11 ページにあるものが、F/S 調査のスコーピング段階です。無償資金の予備調査のスコーピング段階で、報告がうちのほうに上がってきたときに使おうと思っているシートです。それが 4 ページにわたってあります。これはみんなその教科書にあったもののまねなのですが、A から F までのクライテリアと、あとは N/A というものを作ろうと。

あと、1 番ですが、この星印が二つついている項目については必ず C 以上と。あとは、この全体を見て、これが C 以上を取ってくださいと。あとは全体を見て、ここは審査会にかけるものはうちの審査室で C 以上だと判断したものをかけますので、うちの審査室限りでもうこれは D だとか E だとかというものは審査会にかける予定はありません。うちがオーバーオール・クオリティで C 以上だと判断したものを、その報告書とレビューシートと一緒に、担当して下さる委員のかたに送って、それを見ていただくということを想定しています。ですから、審査室のほうで審査した内容について、また審査してもらおうというようなことを想定しています。

このレビューのエリアというのは、UNEP の教科書にあったものをまねしているのですが、例えばスコーピングのことで言えば、プロジェクトの描写がちゃんとなされているかということが「Review Area 1」にありまして、1.1~1.5 という具合で、きちんとなされているか。それを私どものほうで、例えば 1.1.1 で目的がちゃんと書かれているかということであれば、これが A か B か C か D か E か F かというのは見て、そういうレートをつけていく。1.1 でコメントがあれば、このコメント欄に私どものほうでコメントを書く。そういう作業をずっとこの一つのますごとにやっていきまして、オーバー・クオリティということ判断して、それを皆さん

にお送りするという事です。

ですから、私どもの視点で全く抜けているところがあるとお気づきがあれば、「この視点が抜けていますよ」とか、「ここはもっとこうしたほうがいい」とか、例えば「ここで報告書にこういうデータが出ているけれども、このデータはちょっともう1回見直したほうがいいのではないか」とか、そのようなことをいろいろコメントしていただけたらと思います。

これがスコーピング段階で、その調査が進むにつれて項目が増えてくる。そして、中間段階が終わって最終的なドラフトレポート段階であれば、これは教科書にあったものをかなりそのまま借用しているのですが、エリアも増えてきて、そういうもの見ていくということを想定しています。

このレビューシートも、私どももまだ使ってもいないので、一応そのUNEPの教科書を見ながら大体こんな具合かなという形で作っています。私どもも経験を積みながら、ちょっとこの項目はこうしたほうがいいのか、この項目はもう少し増やしたほうがいいのかとか、あとレビュー、このクライテリアのやり方も、今は教科書をまねしてそのままAからFまでつけていますが、もう少し簡略化したほうがいいのかとか、そういうことはまたこれから経験を積みながら改良していきたいと思っています。

ですから、その審査のときのイメージなのですが、私どもの審査案というフローで書いてありますが、審査案というのは、このレビューシートを私どもなりに埋めたものを審査案として皆さんのほうに、事業部の方で作った報告書と一緒に送りして見ていただきます。ですから、私どもの作ったこのレビューシートに対して、またコメントしていただくということをお願いしたいのです。

フローのところでは「10営業日」と書いてありますが、それは見解書が出てから10営業日ということ。もちろん見解書が出たあとに、私達の方でレビューシートも少し変わったりすることがあるかもしれませんが、事業部の報告書をうちに出してきて、うちがこれはほぼC以上だろうと判断したものは、その段階で見解書ができる以前に、もう皆さんのお手元に届けるつもりです。

そのあと、見解書が出て、そこからは2週間以内に答申を出していただきたいと思うのですが、実質は2週間以上時間があると思うのですが、その事業部の作った報告書と、私どもの作ったこの審査案を、2週間、3週間以上時間があると思うのですが、それは事前に見ておいていただいて、見解書が出た段階で、その見解書を皆さんにまた送りますので、その見解書を受領してから2週間以内に、その報告書と私どものレビューシート、あとその見解書を見て、皆さんのコメントを作っていただきたいということです。以上です。

- **村山委員長** 今のような形で、何もフォーマットがない状況で審査というのもありうるのですが、こういうものを参考にしてやってみてはどうかというご提案です。これをそのまま審査会の委員の方々にお渡しして、この形で評価をしていただくという案もあったのですが、ちょっとそれも大変だろうということで、審査室でこういう評価を出していただいたうえで、それを見ながら各委員のかたがたに審査をお願いしたらどうかというようなご意見です。いかがでしょう。

- **和田委員** これはUNEPが現時点で使っているクライテリアなのですか。
- **上條** 使っているかどうかは知らないのですが、UNEPが「環境影響評価」という教科書を作っています。私どもが審査するに当たって、何か参考になるものはないかということで一生懸命探したのですけれども、日本だと、環境省にも聞いたり東京都庁にも聞いたりしたのですが、何かあまり見せるようなものはないと言われてしまったのです。それで、何かないかということで探しまして、環境アセスメントの教科書などを読みまして、そこでレビューということが書いてあるものがあって、いちばんいいだろうというか、これしか見つからなかったのですけれども。IAIAという学会があるのですが、そのホームページからダウンロードできるのですけれども、UNEPが作っている、2002年のバージョン2のマニュアルの中に、こういうシートがあるのです。ノン・スペシャリストが使うには適切だというようなことが書いてあったので、使ってみたのです。
- **和田委員** それをアレンジされたとおっしゃいました？ それともそのまま・・・。
- **上條** そのままではありません。これは最終的な報告書、EIAレポートのものだけあったのです。それは何かイギリスで使っているものらしくて、多分先進国などが使うにはこういうシートでやるのだろうとは思っています。私どもなりにその設問に答えてみようとしたのですけれども、なかなか答えられないなというような項目もあって、そういうものを除外したりしました。あと、うちの事業部、例えばうちの在外事務所のナショナルスタッフの人が読んで分かるような記載とか、例えばEIAの教科書を読んだことのない人もいっぱいいるわけですが、そういう人たちが読んで分かるかどうか。分からなそうところは思い切って切ってしまうことをしました。
 ですから、私どもの想定は、今はこの審査室の私どものほうで記入しますが、例えば来年とか再来年になって、在外事務所が自ら調査関与をするということになったときにも使えるように。来年度になれば、例えば何とか事務所の担当者がこれを埋めて審査会に出してくる。私どもも1回見るとは思いますけれども。ですから、日本語が分からない人にも使えるようなものというイメージで作りました。
- **夏原委員** スコーピングの段階では、方法については何も議論はないのですか。向こうから報告はないのですか。
- **村山委員長** 方法というの環境影響評価の方法ですか。
- **上條** 方法といいますと、予測する方法ですか。
- **夏原委員** そうです。
- **上條** それは、私どもとしては、スコーピングをするときには、その予測の方法も書いていただきたいと思っているのですが、多分その影響の項目によっては、物理的な計算ができるものもあるかもしれませんし、あと、データがあるのか、ないのかということだと思っておりますけれども、そういう予測の方法も書いていただきたいとは思っています。
- **夏原委員** ぱっと見た感じで、その項目がなかったように思います。
- **上條** そうですか、すみません。ただ、この2.1.1というところにはそういうつもりで書いていますけれども。このインパクトにはどのような項目があるのですか、その項目をどうやっ

て予測するのですかというような。一応は書いたのですが。そこで、その事例も書いたのですけれども。

- **村山委員長** この方法は、評価項目を選ぶ方法ですね。夏原委員のおっしゃっている意味での方法とはちょっと違うような感じもします。
- **上條** その方法というのは、例えばどんな記載をどう入れたらいいのでしょうか。
- **夏原委員** いや、まだ全体像を十分理解していないので。もし予備調査なりの調査項目を決めるのがスコーピングの段階だとすれば、そのときに、例えば自然環境を調べるにはこの項目について調べなさいというような案が、そのスコーピングの段階で出ていて、それは相応しいかどうかということをお我々が評価すべきだと思うのです。
- **柳委員** 一般的なアセスメントのときには、通常は、各評価項目について、技術指針から見て、技術指針にのっとった測定方法と手法を使って評価する。だから、この場合はその当該国の基準というものがあるわけですね。その当該国の基準に沿ったものとしてどういうものがあるのか。それで、それに従って評価するというように言っているのかどうかということをチェックするというのは、それは可能だと思うのです。ですが、こちらで作る必要はないわけですね。相手の国での基準がどうなっているかということですよ。
- **上條** では、それをちゃんと記述してくださいというふうにしたほうがいいと。
- **柳委員** ええ。それはアセスメントをするというのは、当然のことですから、それがなければ評価できないわけですから。
- **村山委員長** この表現だと、評価項目をどう選定するかということは十分指示されているですね。しかし予測の方法なり評価の方法については不十分、あるいは欠落しているというご意見だと思います。そのあたりを考慮いただきたいということですね。
- **杉前委員** スコーピングの段階でどこまでやるのかが、私はよく分からないのですが、例えば、アセスメントについて、「何々をやりましたか」というような質問だけで、それが例えば何かの基準があれば、それにマッチングしているかどうかとか、そういったことにはあまり触れていないような印象があるのですが。「こういう項目について検討しましたか」というようなレベルにとどまっていて、それであれば、環境影響が本当にあるのか、ないのかが分からないのですが、スコーピングの段階ではそこまでやる必要はないのこののでしょうか。
- **村山委員長** そうですね、スコーピングの段階ではあくまで枠組みを決めるということです。
- **杉前委員** 枠組みだけでいいから、だから「こういう項目を検討しました」「しているのであればけっこうです」と、そのようなレベルでいいということですか。
- **村山委員長** その枠組みに従って調査をやっていって、それでどういう予測結果が出てくるかということです。
- **杉前委員** なるほど。だから、項目出しとしてはこれでいいですかと、そういうことを書いてあればそれでよろしいということですか。
- **村山委員長** はい。
- **杉前委員** 分かりました。
- **松本委員** いいですか。

- **村山委員長** はい、松本委員。
- **松本委員** コメントはいいのですが、その A~F というのは、これはどのように使っていくのかなど。要するに、この A~F の意図がよく分からないのですが、こういうものを用意する意図ですね。
- **杉前委員** だから、こういう項目をやりますよと書いてあるわけですね。そうすると、いいか、だめかぐらいしか判断材料はないのではないのでしょうか。もう少しこれもやりなさいよと、そのようなサジェスションは要らないのかということです。あと、これが足りませんよというふうな指示も必要かと思うのですが、そうであるとすれば、単に 6 段階の評価だけでいいのかという問題もありますよね。
- **松本委員** 具体的にイメージを持っているのは、例えばスコーピングの段階であれば、先ほども言いましたが、普通は事前調査報告書を見て、S/W を見て、スコーピングの案のようなものがあって、それを見ると。そして、漏れているものはないだろうかということを書いて、こういう点が欠けているのではないかとか、こういう点が全く含まれていないとか、この点はいいのではないかというようなことを書くわけです。しかし、このように決められてしまうと、逆に何かを見過ごしてしまうような気がしてならないというか。自分の性格上、もう少しまっさらに、もらったものからコメントするほうが分かりやすい気はするのですが、
ただ、逆に A~F のようなもので、やはりこのポイントで診断してほしい、審査してほしいという意図があるのだと思うので、そこを教えてもらえると、自分がイメージしている審査のイメージと、JICA の審査室のほうでイメージされている諮問というものと接点が見つかるような気がするのです。しかも UNEP の唯一あったものから選んでいるので、どうなのですかね。こういう A~F というような判定というのはどうしても必要ですか。
- **上條** レビューのやり方については、なかなか教えてくれるかたも見つからなかったもので、僕も詳しくは分からないのです。日本でこうやっているのだというものがあれば、それをいちばん使いたかったのですが、参考にできるものが、探した限りでは UNEP の教科書にあったものだったので。
ただ、僕も意図はあまりよく分からないのですが、こういうレビューをしてみた結果どうだったかというような論文もあったのです。そういう論文も読んだのですが、そうしましたら、例えば地域のこういう分野で、例えば分野ごとの傾向があったとか、今後の将来のこととか、将来の質の、例えばセクター別にどうなのかとか、F/S とマスタープランで何か差が出てくるとか、どこが弱いとか、例えばこの項目だとエリア 1 はいいけれども、ミティゲーションだとか、その辺のエリアはやはりちょっと弱くなるとか、そういう分析をした論文もあったのです。
ですから、このやり方が、もともとそういうものと一体化しているものだと思うのです。それ以外にもし準拠できるような、私たちが参考として使えるようなものがあればそれは使いたいのですが、今知りえる範囲では、これがいちばんいいのかなど。その UNEP のテキストもいろいろな人がたくさん関与していると書いてありますし、途上国の人も関与しているというような書き方もしてあったので、いいのかなど。とりあえず私たちはこれでやってみようと考えて

います。

- **満田委員** このシートで評価するのは、スコーピングレポートの質という感じがします。スコーピングレポートが適切で、これから妥当なEIAをやっていくに当たって、きちんとしたものであるかということの評価するもののように見受けられるのです。この時点でもなお、その事業自体の評価というのは何かしか必要なのではないかと。それはもう情報がないからこれからやるのだというところも多くあると思うのですが、事前調査をやったあと、スコーピング・スタディ・レポートの質のみならず、事業そのものの評価、例えば所見の作成のようなものは、この段階ではやらないのですか。
- **上條** 事業そのものの評価といたしますと、どういうことですか。多分調査して最後の段階では、フィージブルかどうか、そういう判断をしようと思うのですが、そういうものとは違うことなのですか。
- **満田委員** そうですね。
- **上條** 私どもは、環境社会面のことはきちんと配慮がなされた、ガイドラインに沿ったことがきちんとなされたのかということはもちろん見るのですが、もちろんスタディを何のためにやるのかといえば、それは相手国がその事業を実施するのに妥当か妥当ではないかを判断するために作っていくわけなので。私どもは多分そこまで、もちろん環境社会面上、明らかにこれはやめたほうが良いということが分かれば、何らかの意見は言うとは思いますが、途上国のその事業者のかたにとって、事業はやるべきかやるべきではないかというのは、もちろん環境面、社会面以外のことも考えるのだと思うので、そこまで広げて。それは課題部の担当者が考えることだとは思いますが、私どもはあくまでも環境面、社会面のほうからの所見を、その事業部のほうに提出します。
- **村山委員長** 満田委員のおっしゃるように、文章としての善し悪しを評価するというふうにも読めるのですが、多分それはあまり求められていることではないと思います。ですから、例えば委員の方々にも、代替案はこういうものが出てきているが、本当にこれでいいのか、その考え方が専門的知見からするとあるのではないかとか、あるいは評価項目に関して、もっとこういう側面で考えたほうが良いとか、あるいはその地域に非常に詳しいかたであれば、サイト・ディスクリプションをもう少しこういう点から検討したほうが良いのではないかとか、そういう話が恐らく入ってくるべきなのだろうと思います。
- **杉前委員** 審査室の人が記入し、それを送っていただいて、これを審査しなければいけないのはちょっと困るなと思っています。というのは、ディスクリプションがうまく書けていますかといったレベルでの審査なのであれば、審査室で既に評価がなされていて、余程のことがなければ、「うまく書けています」としか答えようがない。具体には、例えば審査室で既に審査されたものについて、更にうまく書けているかどうかを、どう審査をすればいいのか、そのあたりがよく分からない(笑)。
- **村山委員長** 実際のスコーピングのレポートがあるわけですね。さらにその前の段階に幾つか報告があると。それを委員の先生方にはご覧いただいて、ご自分の見地からご意見を頂くということだと思います。それは、ご意見に関しては必ずしもこの分類に従っていただく必

要は、私はないような気がしています。

- **杉前委員** 「ディスクリプションが適当ですか」といった質問があつて、それをレーティングするだけなので、実際の審査としてどうすればよいのかが少し気になります。
- **和田委員** それは恐らくこういうことだと思うのです。要するに、例えば「事業の目的が適切に説明されているか」というのは、うまい文章で書いてあるかではなくて、具体的に、分かりやすく、どこまで説明をしているかと。デザイン、サイズにしても、どこまで分かりやすく。
- **杉前委員** だから、環境配慮というのはそのあとのステップであつて、環境にどのような影響を与えるかといったことがわかるように、事実がうまく分かるように書けているかどうかを審査するわけですね。
- **和田委員** 一つには、先ほど言った、例えば目的が適切に説明されているかというのは、全く十分条件ではないけれども、必要条件ではあると思うのです。では、これ全部が果たしてすべて満たしていれば十分条件かどうかというのは、ちょっと私にも分からないところで、そのところは注意しておかないといけないと思うのです。できるだけ早い段階で、ほかのクライテリアが必要ではないかという議論はしていくべきだとは思いますが。それが先ほど松本さんがおっしゃった、何か抜けるのではないかという怖さは私にもありますので、その辺の議論はできるだけ全員でしたいなというところがあります。

あともう1点、A~Fの分け方というのは、自分なりに考えて、恐らくそれは何らかの評価はできるのだろうけれども、これは人によってだいぶ評価がぶれるところだろうなど。だから、あまりそのA~F評価に重点を置くべきではないというか。ただ、いちばん気をつけるのは、D以下が不合格ということですね。C以上は合格と。そのところはやはりいちばん重要なところで、全員ですり合わせをしていって合わせるべきだし、それ以上のすり合わせが難しかったら、どこかの時点で、そのA~Fの数を減らす、6段階ではなく3~4段階ぐらいにするということも、できるだけ早いうちに考えるべきかと思えます。

- **村山委員長** 平野委員。
- **平野委員** 関連するかと思うのですが、このフォーマットの情報と、先ほど村上委員長がおっしゃった、他のいろいろな資料とが一緒に来るということなのですからけれども、具体的にどういう情報を書いてある資料と一緒に来るのかということが、私などは具体的なイメージがわかりません。もしサンプルになるようなものがございましたら、参考までにご提示いただくと議論がしやすいのではと思うのが1点です。

あともう1点としては、サンプルを拝見すればもしかしたら必要ないということになるかもしれないのですが、そのRatingの結果だけを書いていくということだけではなく、なぜそのRatingにしたのかという理由を一緒に書いてお出しただいたほうが、議論もしやすいですし、それが適当なのかどうかの判断をする上でいちいち現地に確認したりすることもせずに済むのかなと考えます。

もしこのような形を使うのであればですが、コメントの欄がありますが、これを例えばそれぞれの欄のところにもう少し増やしていただいて、「このような理由からこういうレーティングになる」というところを具体的に書いておいていただいたほうが、先ほど和田委員がおっし

やったようなすり合わせをしていくうえでも参考になり、レーティングの認識のすり合わせの一助にもなるかと考えます。以上です。

○ **村山委員長** 後半おっしゃったことはまさにそのとおりで、それがないと評価もあまり意味がないと思います。

○ **上條** 参考までにということですが、JICA の以前のガイドラインですけれども、環境社会配慮ガイドラインというものを 10 年前にやりまして、これがその事前調査の段階からちゃんとガイドラインに適用したものです。

予備的なスコーピングですけれども、ここにスコーピングの結果なども入っています。一応、付箋をつけましたので、要請書がどんなものか、S/W とはどんなものかというイメージを持っていただけたと思います。そして事前調査でスコーピングをやったのですけれども、ここに結果が書いてあります。これはファイナルレポートのもので、イメージがちょっとつくかなと思います。

あとは、これは開発調査のファイナルレポートですが、この付箋をつけたところは「環境評価」という項目で、まとめてあるところ（サマリ）だけなのですけれども、書いてあります。これはラオスにダムを造った時のものですが、これも代替案の検討もやっています。ダムの大きさをいろいろ検討しています。それも、この付箋をつけたところに環境影響評価報告書の要約がついています。

ただ、日本の、例えば都庁などで情報公開されているもののような、詳しいものではありません。事業化が決定する以前の段階なので、もうちょっとラフなイメージです。あと、データがあるか、ないかということもありますので、データがなければそれなりの調査を行っているということです。

あとは、ちょっとここは薄いものなのですが、事前評価調査をして、先週うちに上がってきて、これはカテゴリ C にしたのです。これもそのうち情報公開でうちのホームページに載せるつもりなのですが、課題部のほうが 10 ページぐらいのものを作ってきて、私たちは、「これは C とします」ということを書いてあります。これが A であれば、もっといろいろなものが出てくるかもしれませんが、これは当初は B にしていたのです。ちょっといろいろ心配なことがあるかもしれない。けれども、現地に行っているいろいろ調べてみたら、新しい何かを造るというコンポーネントも全くないし、相手国の法律から見ても EIA が求められるものではないということで、C でいいのではないかという判断を、現地に行った団員のかたがしてきたので、その結果を見て私どもも C と判断しました。

ですから、これはうちの審査室が判子を押した第 1 号なのですが、こういうものが今ここに置いてあります。終わったあとに、一度見ていただければと思います。

○ **村山委員長** 5 時を 10 分程過ぎてしまいましたので、そろそろ今日は終わりたいと思いますが、他にレビューの仕方でご意見があれば頂きたいと思います。確かに国内の審査会でも、恐らくこういったものを使っていないですね。

○ **杉前委員** これは、まずアセスメントの評価書が受け付けられるかどうかといった、一応の書式が整っているかどうかを評価するといった、そういうレベルのものですよね。

- **上條** これはもちろん審査室の私たちが使うフォーマットなので。それをご参考までに一緒につけて送りますというだけですので、これを記入して、AかBかCにしてくださいというわけではありません。
- **杉前委員** 分かりました。なるほど。
- **村山委員長** 委員の方々に、これに沿ってやって頂く必要は必ずしもないと思います。
- **杉前委員** そうですか、分かりました。
- **上條** ですから、私たちは皆さんに送る前に、これを使って私たちの範囲では判断がC以上だというものを送りますということです。私達は形は見ますと。
- **杉前委員** だから、これは形だけですね。
- **上條** 形だけというか、形だけでもないような気がしますけれども、あと、相手国の法令上との関連とか、その辺は私たちのほうで見ます。相手国の法律違反をしていれば、そうではないでしょうということは私たちのほうで対応します。ただ、そういう形のほうは私たちのほうで見ますということです。それから送ります。
- **渡辺委員** 基本的にグレーディングはAでなければいけないのでしょうか？ それ以外、BなりCであるということは、何か欠けているからBかCかではないのですか。ですから、コメントがフェアになると思うのです。Bであったら、なぜAでないのか。その抜けたところが本質的でないかどうかというところで、より本質的であったらCになったりDになったりしますよね。本来ならAにならなければいけないと思いますので、このコメントのグレーディングが多分フェアになっているような気がします。
- **村山委員長** おっしゃるとおりで、Aは問題ないと。B、Cに関しては条件つき可ということで、その条件は何かというのはコメントで示す。
- **杉前委員** 例えばB、Cであれば、そのままではだめだと、そのように判断して評価を進めていくわけですか。また、ディスクリプションについて、その内容がいかどうかを判断するに当たって、その段階でB、Cであっても、国内基準あるいは外国のクライテリアに合致するようにしていますといった、いろいろな項目を付け加えて、書き直してAにして下さいよと修正を求める。そういうこともありですよ。
- **上條** ちょっとすみません。私のイメージはちょっと違って、Cであれば合格点でしょうと。よりモデル的なものであれば、見本にもなると、これを見本にやってねというものであればもうAだと。ステークホルダー協議についても、JICAチームなりに努力はしているのですが、なかなか相手側が動いてくれなかったとか、一生懸命呼びかけたけれども、なかなか人に来てもらえなかったとか、やはり、振り返ってみれば、もっとこうしたほうがよかったかもしれないとか、ああすればよかったかもしれないという反省材料というのは必ずあるわけで、そういうものがもう全くない、パーフェクトだったというものであればAだと思うのです。私はこのグレードをつけるとしたら、次の段階に進んでやってもらっていいというものはCだと。及第点、例えば60点ぐらいでしょうと。モデル的なものであればAだと。
- **渡辺委員** AとCとの違いが必要ですよ。例えば私などはサイト・ディスクリプションなどで、地下水汚染を最終的に起こさないというような判断があったとしますよね。そのために

言うディスクリプションは、地形であり、地質であり、できる限りの地下水データというものがなければ言えないはずですよ。けれども、ある程度はあるというのであれば、AかBかなど。Cだと、ちょっとデータも少ないということで、ディスクリプションだけの問題ではなく、調査そのものの問題に入る可能性もあるのですよね。ですから、本当はAでなければいけないのだけれども、実際国情もあってデータが全部取れないかもしれないので、その点はBかCであると。それはコメントをつけて、次の本調査のときにはこのコメントを十分注意してくださいというような性格のものかなとも思うのですけれども。

○ **上條** ですから、そこはもちろん皆さんの立場というか、私見の違いによって濃淡はあるかと思えます。これは一人でやるのはちょっと危険なのかもしれません。ですから、私どもがやったものを見ていただいて、いろいろコメントをつけていただければ、私どもはCにレートしていたけれども、やはりBかなとか、最終的に私どもが事業部に返すときには、またちょっと意見を聞いて、私たちも最終的な見解を変えるということも当然あるかと思えます。

○ **村山委員長** 環境社会配慮の質を高めるというのが第一目的で、グレーディングをすることが目的ではないので、そういう意味では、もう少し簡略化してやったほうがいいのかもありませんね。

○ **中谷委員** すみません。委員会の中では、委員個人の見解を最終的に出すのではなく、やはり委員会全体としての合意に常に到達することになると理解してよろしいでしょうか。

○ **村山委員長** ええ、まとめていくことになると思います。その前の段階で、それぞれのご担当いただいた委員のかたには個別にご意見を頂いて、それを分類して、こういう会議の場でご議論いただいて、最終的にまとめるという形になると思います。

よろしいでしょうか。時間がもう15分過ぎました。またこのあたりについては次回もご議論いただく機会があると思いますので、ご検討のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

次回ですが、1ページ目では10月27日水曜日の2時からということにしておりますが、これでよろしいでしょうか。今回は水曜日ということなのですが、月2回ということになった場合、先ほどちょっと調べていただいたところだと、月曜日が割と多いということですので、月2回になった場合は水曜日と月曜日1回ずつという形で進めたいと思います。

○ **和田委員** もう2か月先の予定がだいぶ詰まっていますので、できるだけ早めに確定をしていただきたいのですが。

○ **上條** 11月はどうしましょうか。10月27日にやって、そのあとですけれども。月曜日だとちょっと近すぎますね。11月8日だとちょっと近い。11月10日の水曜日にしましょうか。

○ **和田委員** 月水となると、どこかで近づく日が出てくるのですよね。

○ **上條** そうですね。では、11月の8日にしましょう。10月27日が第4水曜日で、11月の第2月曜日だと11月8日。その次が第4水曜日で11月24日ですね。同じように機械的にやっていきますと、次が12月13日の月曜日。そうすると12月は29日になってしまう。ちょっと第4水曜日を機械的にやってしまうと29日になってしまうのですが。

○ **村山委員長** 22日ならまだ可能ですか

○ **上條** 10日ぐらいしかないのですけれども、22日にしましょうか。

- 村山委員長 そうですね。
- 上條 それとも13日をちょっと早めに、1週間・・・。
- 和田委員 私は後者の案に賛成ですけれども。
- 上條 12月6日がいいですか。では、12月6日と12月22日で。
- 村山委員長 では、そのような形で。
- 上條 ご連絡いたします。あと、名簿なのですが、皆さんに確認していただいた名簿を、英語の名字のアルファベット順にして並べて、そのとおりに今座っていただいているのですが、もしこれでよければ、これでもうホームページに載せますので。特に前回お休みだったお二人、見ていただいて、もし修正する必要があるれば、メールで教えていただけないでしょうか。ほかのかたの記載を見ていただいて、もし修正する必要があるれば。それが特になければ、もうこれでホームページに載せたいと思います。
- 村山委員長 それは期日は。
- 上條 では、今週中。来週の月曜日には。
- 村山委員長 分かりました。では、他にもしなければ、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

午後5時20分閉会

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇